

震災津波関連資料の収集・活用等に係る ガイドライン（案）

平成 27 年 12 月 22 日

岩手県復興局

[目次]

はじめに	1
第1章 震災津波関連資料の定義並びに収集・活用等の必要性及び現状	3
1 震災津波関連資料の定義	4
2 収集・活用等の必要性	5
3 収集・活用等の現状	5
第2章 震災津波関連資料の収集・活用等の課題及び対応の方向性	11
1 収集・活用等の目的の明確化	12
2 収集・活用等の手順の標準化及び震災津波関連資料データの共有化	12
3 震災津波伝承施設の設置	14
4 資料に係る関係機関との連携	15
5 収集・活用等の目的や必要性に関する普及啓発	15
第3章 震災津波関連資料の収集・活用等の体制	17
1 推進体制の整備	18
2 計画的な推進	19
第4章 震災津波関連資料の収集・活用等プロセス	21
1 全体の流れ	22
2 事業計画策定	23
3 所在調査	24
4 権利処理	26
5 収集	37
6 整理・分類	45
7 保存	50
8 活用	54
資料編	
《参考1》 用語の説明	60
《参考2》 関係する法令、ガイドライン、参考文献	63
《参考3》 先行事例（県内・県外）	65
《参考4》 本ガイドライン作成までの経過	79
《参考5》 その他の参考資料	83

はじめに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大津波、その後、断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われました。

岩手県（以下「県」という。）においては、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波等これまで幾度となく災害を経験し、津波対策として防潮堤等の防災施設の整備や避難訓練をはじめとした地域防災の取組など過去の教訓を生かす取組を進めてきましたが、一方で、時間の経過とともにその教訓や経験は忘却されやすく、風化しやすい面があります。

このため、県では、平成23年8月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画（復興基本計画）」では、長期的な視点に立ち、将来にわたって持続可能な新しい三陸地域の創造を目指す取組である「三陸創造プロジェクト」の一つとして、津波災害の教訓を次世代へ継承するための「東日本大震災津波伝承まちづくり」プロジェクトを掲げ、東日本大震災津波関連資料（以下「震災津波関連資料」という。）の所在調査や権利処理、収集、整理・分類、保存、活用の取組（以下「収集・活用等」という。）を展開していくこととしています。

本ガイドラインは、平成24年度に総務省が作成した「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン」（以下「総務省ガイドライン」という。）等を参考としつつ、県が市町村等と連携し、震災津波関連資料の収集・活用等の取組を進めていく上で必要と思われる事項を示しています。また、震災津波関連資料を収集・活用等していく上で、基本的な方法、手順等を示しておりますので、県内市町村（以下「市町村」という。）が取組を進める際にも、参考になるものと考えます。

なお、本ガイドラインに掲載されている内容は、岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議（以下「有識者会議」という。）の意見をもとにとりまとめた内容となっており、今後の取組の展開や社会情勢の変化を踏まえつつ、必要に応じて、所要の見直しを行って参ります。

第1章

震災津波関連資料の定義並びに収集・活用等の必要性及び現状

第1章では、震災津波関連資料の定義及び収集・活用等の必要性と、県又は県内市町村が主体となって行ったこれまでの取組についてまとめるとともに、県内外の参考事例について紹介します。

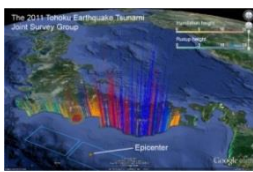
第1章

震災津波関連資料の定義並びに収集・活用等の必要性及び現状

1 震災津波関連資料の定義

(1) 震災津波関連資料とは

本ガイドラインにおける震災津波関連資料とは、東日本大震災津波による被災の状況と、復旧・復興に関わる個人や団体など、様々な主体が行った各種活動の記録（写真、映像、音声、メモ等）や、被災された方々や報道機関等に向けて県・市町村が作成・配布した資料・チラシ類、震災の爪痕を残した遺物など、次に掲げる①～⑦に当てはまる、アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物、遺構）を指すこととします。



① 東日本大震災津波の実態が分かるもの

津波の到達時間・浸水深・遡上高の記録、震源位置・地震動の記録 など



② 東日本大震災津波の被害の実態が分かるもの

津波が押し寄せる映像記録、地震や津波により止まった時計、人的・物的被害の記録 など



③ 東日本大震災津波の対応の実態が分かるもの

災害対策本部の議事録、記録誌、広報誌、報告書 など



④ 被災者の生活実態が分かるもの

避難所、仮設住宅での活動計画書、活動記録、住民アンケート など



⑤ 復興計画・事業の経過などを示す資料・記録類

復興計画、まちづくり協議会の資料 など



⑥ 震災前の防災に関する取組やまちの様子（町並み、生活、文化等）が分かるもの

震災前の県や教育機関での防災に関する取組がわかる資料、地域の催事などの映像、写真 など

⑦ その他東日本大震災津波に関連すると思われるもの

<画像出典>

- (1) 東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ <http://www.coastal.jp/ttjt/>
- (2) 東北地方整備局 震災伝承館（写真提供：田野畑村） <http://infra-archive311.jp/?view=200119>
- (3) 東北地方整備局 震災伝承館（写真提供：東北地方整備局） <http://infra-archive311.jp/?view=500216>
- (4) 東北地方整備局 震災伝承館（写真提供：大船渡市） <http://infra-archive311.jp/?view=200985>
- (5) 岩手県 <http://www.pref.iwate.jp/fukkounougoki/joukyou/001801.html>
- (6) 岩手県観光ポータルサイト「いわての旅」 <https://www.iwatetabi.jp/downloadimage/download.php?id=172>

(2) 震災津波関連資料の種別

震災津波関連資料には、文書、画像、音声、映像等がありますが、本ガイドラインでは3種類に大別して述べていきます。

表 1-1 震災津波関連資料の種別

種別	内容例等
アナログ記録	文書、写真・画像、音声、映像(テープ等)
デジタル記録	テキスト情報、写真・画像データ、音声データ、映像データ、ウェブページ、ブログ、SNS
物 体	遺物・遺構 ※遺物・遺構の定義 地震や津波の痕跡をとどめているもの全てを指し、動産的なものを遺物、不動産的なものを遺構とする。 (出典：「3.11震災伝承研究会 第一次提言 -震災遺構の保存について-今村委員提出資料 平成24年7月」)

2 収集・活用等の必要性

震災津波関連資料は、今回の未曾有の大災害を多くの方々に、また、後世に伝えていくための貴重な歴史的資料となります。また、将来発生しうる自然災害の被害を軽減することや復興への一助となることも期待されており、我が国はもちろん海外に対して情報発信を行う上で重要な資料となるものです。

一方、発災から月日が経過するにつれて、各地域に残っている資料の散逸が進んでおり、これらの資料を早急に収集し、適切に収集・活用等する仕組みづくりが求められています。

3 収集・活用等の現状（平成 27（2015）年 12 月現在）

県及び市町村における震災津波関連資料の収集・活用等の取組状況は、自治体ごとに多少の差異はありますが、書籍・紙・写真等の収集・保存や、記録誌・証言集の編纂がある程度進んでいます。また、一部の市町村や民間等がデジタルアーカイブを構築するなど、県内の震災津波関連資料は、一定の蓄積が行われています。

(1) 収集・整理・保存

県、市町村のほか、図書館や博物館、大学が震災津波関連資料の収集等に取り組んでいます。また、大震災津波の爪痕を残した遺物についても、保存、展示の動きがあるほか、遺構については、大震災津波の記憶や記録を後世の人たちに継承していく有力な資料の一つとして、現在、各市町村において、復興交付金等を活用した震災遺構の保存に向けた検討や取組が進められています。

表 1-2 県内の事例（アナログ記録、デジタル記録）

種別	主体		内容	活用
アナログ記録	県	岩手県立図書館	図書資料、刊行物等二次資料を中心に収集	図書館で閲覧・貸出
		岩手県立博物館	「文化財レスキュー」により歴史的資料を収集・保存	博物館で展示
	市町村	市町村立図書館	二次資料中心に収集	図書館で閲覧・貸出
	大学	公立大学法人県立大学・国立大学法人岩手大学	震災津波関連資料（特に研究論文等）を収集	学会等で発表
デジタル記録	県	県	被害状況や発災時における県の対応を記録誌として編纂するため、画像等を収集	県ホームページでPDF公開
		岩手県立図書館	CD、DVD等のデジタル記録について収集	図書館で閲覧
	沿岸市町村		記録誌・検証誌の作成用に画像中心に資料を収集。（被災当初から復旧期、復興期1年までの資料が中心）	各市町村ホームページでPDF公開、関連施設へ配布など

表 1-3 県内の事例（物体（遺物））

種別	主体		内容
遺物	県	沿岸広域振興局	県民室に「三陸復興アーカイブ」を開設し、遺物を展示。
	陸前高田市		復興まちづくり情報館に高田松原の被災した松の根を保存・展示

表 1-4 県内の事例（物体（遺構））

種別	主体	対象施設	内容
遺構	野田村	米田歩道橋の一部	
	普代村	・普代水門 ・大田名部防潮堤	
	田野畑村	明戸防潮堤	「震災遺構保存整備事業（平成27年度）」（復興交付金）
	宮古市	たろう観光ホテル	「津波遺産保存整備事業（平成25年度）」（復興交付金）
	大槌町		※旧役場庁舎を残す予定だったが、方針を変更。解体予定。
	大船渡市	・茶々丸パーク時計塔 ・市民体育館前屋外時計	

陸前高田市	①奇跡の一本松、②陸前高田ユースホステル、③市立気仙中学校、④道の駅「高田松原タピック45」、⑤下宿（しもじゅく）定住促進住宅	高田松原津波復興祈念公園内に保存する方向で検討
-------	---	-------------------------

(2) 活用

震災津波関連資料の活用については、各主体が被害状況や発災時における行政の対応や、復旧・復興の歩み等をまとめた記録誌や、被災者の声をまとめた証言集の編纂のほか、沿岸部の伝承施設等で展示を行っています。また、東日本大震災津波の記録については、国や県、市町村、民間など様々な機関がデジタルアーカイブを構築・公開しており、県内では、久慈市・野田村・普代村が3市村共同で平成27年4月に公開しています。

① 岩手県の情報に係る活用事例（予定も含む）

表 1-5 震災津波関連資料活用事例（東日本大震災津波）

活用	主体 (発行元等)	名称	発行年度・ 公開年度	内容
記録誌 証言集	県	岩手県東日本大震災津波の記録 2011.3.11	平成24年度 (2012年度)	県内防災関係機関による応急対策や、被害状況等を収録
		いわて復興の歩み 2011-2014 東日本大震災津波からの復興の記録	平成26年度 (2014年度)	県内の被害状況、第1期復興期間の県の取組や被災地の動き、今後の復旧・復興事業の見通し等を収録
	県教育委員会	岩手県教育委員会東日本大震災津波記録誌 教訓を後世に・岩手の教育	平成25年度 (2013年度)	学校等が被った被害、発災時における教育委員会や学校の対応、復興に向けた取組等を収録
	洋野町	洋野町東日本大震災大津波の記録－海と高原の絆、未来へ 確かな復興－	平成25年度 (2013年度)	洋野町の被害状況と災害対応、復旧・復興への取組等を収録。震災映像のDVD付き
	久慈市	東日本大震災 久慈市の記録	平成23年度 (2011年度)	久慈市の被害状況と災害対応、震災後1年の復旧・復興への取組、「久慈市復興計画」等を収録
	普代村	普代村東日本大震災記録誌	平成26年度 (2014年度)	普代村の被害状況、初動対応、復旧・復興への取組を収録
	田野畑村	記憶を未来へ 東日本大震災 田野畑村記録書 ともに創る、ともに生きる、たのはた	平成24年度 (2012年度)	津波被害について村民の証言集。被害状況と災害対応、復旧・復興への取組、震災以前の写真等を収録
	岩泉町	東日本大震災記録-復興への足跡	平成24年度 (2012年度)	岩泉町の被害状況と災害対応、復旧・復興への取組等の記録。町内の津波防災マップや明治・昭和津波との比較等の資料も収録
	宮古市	東日本大震災の「記録」 岩手県宮古市	平成24年度 (2012年度)	宮古市の被害状況と災害対応、被災支援等の記録。三陸地震津波やチリ地震津波など、過去の津波についての資料も収録
	山田町	3・11百九人の手記 岩手県山田町東日本大震災の記録	平成26年度 (2014年度)	被災者の手記を中心に、被害状況等を収録
	大船渡市	大船渡市東日本大震災記録誌	平成27年度 (2015年度)	大船渡市の被害状況と災害対応を分野ごとに紹介。原子力発電所事故の影響、復旧・復興への取組、計画等も収録
	盛岡市	私たちの未来は被災地とともに 盛岡市東日本大震災一周年記録誌	平成24年度 (2012年度)	発災時の盛岡市の状況やその後の対応、被災地・被災者への支援、放射能対策、復興推進や放射能汚染問題への取組を収録

活用	主体 (発行元等)	名称	発行年度・ 公開年度	内容
	遠野市	3.11東日本大震災 遠野市後方 支援活動検証記録誌 縁が結ぶ 復興への絆	平成25年度 (2013年度)	遠野市の被災地支援の背景や取組、課題等 を収録
展示	県	高田松原津波復興祈念公園震災 津波伝承施設	未定	震災の実情や教訓を伝承するための施設
	久慈市	地下水族科学館「もぐらんぴあ」	平成28年度 (2016年度)	防災学習施設を展示予定
展示	野田村	(仮称) 城内地区防災拠点施設	平成29年度 (2017年度)	震災記録等展示予定
	岩泉町	岩泉町小本津波防災避難施設	平成27年度 (2015年度)	津波資料室
	大槌町	(仮称) 大槌メディアcommons (MLA)	平成29年度 (2017年度)	被災時や復興過程の写真や映像、郷土資料 等を保管、展示予定
	釜石市	震災メモリアルパーク「祈りの パーク」	平成31年度 (2017年度) 以降	津波災害を中心に防災や避難行動の検証を 伝承するための施設
	一般社団法人 大船渡津波伝承館	大船渡津波伝承館	平成24年度 (2012年度)	津波の映像等を展示
	陸前高田市	陸前高田復興まちづくり情報館	平成26年度 (2014年度)	被害状況のパネル展示と、被災松の根を展 示
(仮称) 一本松記念館		平成31年度 (2019年度)	博物館、海と貝のミュージアム及び震災復 興展示機能を併設予定	
デジタル アー カイブ	総務省 「東日本大 震災アーカ イブ」基盤構 築プロジェ クト	震災関連資料の収集・アーカイ ブ構築による運用モデル実証	平成24年度 (2012年度)	東日本大震災に関するデジタルアーカイブ を構築 (青森県、岩手県、宮城県、福島県) 構築・運用する際の課題を抽出・検討し、 「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用 のためのガイドライン」を作成 東日本大震災に関する記録・記憶・資料等 を収集・保存・公開する体制整備の推進を 図ることが目的
	国立国会図 書館	国立国会図書館東日本大震災ア ーカイブ(愛称：ひなぎく)	平成24年度 (2012年度)	国内の東日本大震災アーカイブを一元的に 検索・活用できるポータルサイト
	国土交通省 東北地方整 備局	震災伝承館	平成24年度 (2012年度)	被害状況の写真、映像を公開
	久慈市・野田 村・普代村 (3市村で 共同)	久慈・野田・普代 震災アーカ イブ	平成27年度 (2015年度)	3市村の被害状況の写真を公開。資料は「国 立国会図書館東日本大震災アーカイブ」(愛 称：ひなぎく)と連携
	久慈市	東北地方太平洋沖地震に関する 久慈市の災害状況	平成27年度 (2015年度)	久慈市内の津波の様子や、被害状況の写 真を公開
	宮古市	東日本大震災の記録・被害状況 記録写真	平成25年度 (2013年度)	宮古市内の被害状況の写真を公開
	独立行政法人 防災科学技術 研究所	311まるごとアーカイブス	平成23年度 (2011年度)	震災前、震災後の写真や動画を収集、公開

活用	主体 (発行元等)	名称	発行年度・ 公開年度	内容
	東北大学	みちのく震録伝	平成23年度 (2011年度)	被害状況の映像、写真、津波再現シミュレーション、復興過程の写真等を公開
	岩手日報社	3. 1 1 東日本大震災 ～立ち上がる岩手～	平成23年度 (2011年度)	震災直後から2014年までの紙面や写真等を公開
	日本放送協会盛岡放送局	あの日あの時	平成27年度 (2015年度)	被災された方の証言をまとめた映像収録集
デジタル アー カイブ	日本放送協会	NHK 東日本大震災アーカイブス～証言 web ドキュメント～	平成24年度 (2012年度)	震災直後の映像や被災地の写真、被災された方のインタビュー映像等を公開
	日本放送協会	NHK 東日本大震災音声アーカイブス	平成24年度 (2012年度)	被災された方のインタビュー音声を公開
	河北新報社	河北新報 震災アーカイブ	平成24年度 (2012年度)	震災に関連した写真、紙面を公開
	せんだいメディアテーク	3がつ11にちをわすれないためにセンター	平成23年度 (2011年度)	復旧・復興過程の映像、写真、音声、文書等を公開
	フジニュースネットワーク	3.11 忘れない FNN 東日本大震災アーカイブ	平成27年度 (2015年度)	震災時の地震、火災、津波等の映像を公開
	Yahoo! JAPAN	東日本大震災写真保存プロジェクト	平成23年度 (2011年度)	震災前の風景や、被災時、復興過程の写真等を公開
	Google	未来へのキオク	平成23年度 (2011年度)	震災前の風景や、被災時、復興過程の写真等を公開

※県、市町村のホームページで確認できるものと、国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」の検索対象データベースを選定。デジタルアーカイブは岩手県の資料が公開されているウェブサイトののみ

② 過去の震災における活用事例

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震における震災津波関連資料の活用については表 1-6 のとおりです。

表 1-6 震災津波関連資料活用事例（過去の震災関連）

区分	主体	内容
阪神・淡路 大震災(兵 庫県南部 地震)	神戸大学	大学附属図書館（震災文庫）において図書類・紙資料を収集
	兵庫県	人と防災未来センター内資料室において資料の収集保存し公開 ア 震災資料の収集・整理、保存、公開に関わる基本的な課題を検討（H10～H12、研究会 19 回、検討部会 13 回） イ 震災資料の公開、検索システムについて検討（H13、研究会（6 回）、検討部会（7 回）開催）
新潟県中 越地震	公益社団法人中越防災安全推進機構 ※	チラシ、図書類、記録写真等を収集・保存
	長岡市	市立中央図書館に震災文庫（小中学校、市役所の資料、図書類等）を設置

※公益社団法人中越防災安全推進機構：震災・災害復興／震災・災害体験の市民化、社会化／地域活性化、殖産興業を目的に、平成 18 年 4 月設立。「中越メモリアル回廊」の整備を推進、事務局を担っています。

第2章

震災津波関連資料の収集・活用等の課題及び対応の方向性

東日本大震災津波に関連する資料とは、人間の営みに関するもの全てが対象となりえます。その中で、限られた予算や人的資源のなかで継続的に資料を収集・活用等を行うためには、どのような目的で資料を収集し、どのような活用をしていくのかを定めることが重要となります。

第2章では、本ガイドライン作成に当たり、沿岸市町村からいただいた意見を踏まえ、収集・活用等の目的や課題及び対応の方向性について示します。

第2章

震災津波関連資料の収集・活用等の課題及び対応の方向性

本ガイドラインを作成するに当たり、沿岸市町村へアンケートやヒアリングを行い、有識者会議を開催したところ、震災津波関連資料の収集・活用等に関する様々な課題が提起されました。

ここでは、その中で提起された5つの課題項目について、一例として県が考える具体的な対応の方向性についてまとめました。

1 収集・活用等の目的の明確化

【課題】

震災津波関連資料の収集・活用等の目的が不明瞭だと、組織的、系統的な資料の収集や公開などができません。また、市町村等が民間から資料を収集する上でも目的の明確化は必要です。

【対応の方向性】

- ① 震災津波及び震災からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を国内外の防災活動に活かすため、県内における震災津波関連資料の収集・活用等を進めます。
- ② 上記に掲げる震災津波関連資料は、震災で失われたもの、震災以前から復旧・復興までの人間の営みに関するもの全てが対象となりえます。しかしながら、予算や人的資源に制約があることから、全てを網羅し、収集・活用等を進めることは困難です。このため、県としては、主に次の3つの観点に立った収集・活用等を優先して進めます。

ア 防災

今後、国内外で発生が見込まれる大規模災害に対し、迅速かつ的確に対応するための対策を立てる際の参考となる資料

イ 教育

学校における復興教育、防災教育に必要な資料。また、防災ボランティア、自主防災組織、地域防災リーダー、語り部などの人材育成を進める上で参考となる資料

ウ 交流人口

復興ツーリズムや震災学習（企業研修旅行、教育旅行）など、被災地の交流人口の拡大につながる資料

*収集する震災津波関連資料の内容については、後述の第4章5節収集を参照

2 収集・活用等の手順の標準化及び震災津波関連資料データの共有化

【課題】

- ① 県や市町村において、震災津波関連資料の取りまとめ部署が各部署と連携しながら収集・活用等を進めるためには、一定の手引書が必要です。
- ② 県や市町村が独自に資料を収集・活用等している現状がありますが、今後効率的に情報を収集し、効果的に情報発信していくためには、県や市町村が連携し、双方が保有する資料についてのデータの共有化（データベース等）が重要となります。なお、新たに震災津波関連資料のデジタルアーカイブ

イブを構築する場合、初期(構築)費用や運用(維持・管理・発展)費用を含め、持続可能な仕組みにする必要があります。

【対応の方向性】

① 震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドラインの作成

震災津波関連資料の収集・活用等を進める際の基本的な考え方や留意点等をまとめたガイドラインを作成し、県と市町村で共有することとします。

② デジタルアーカイブの構築

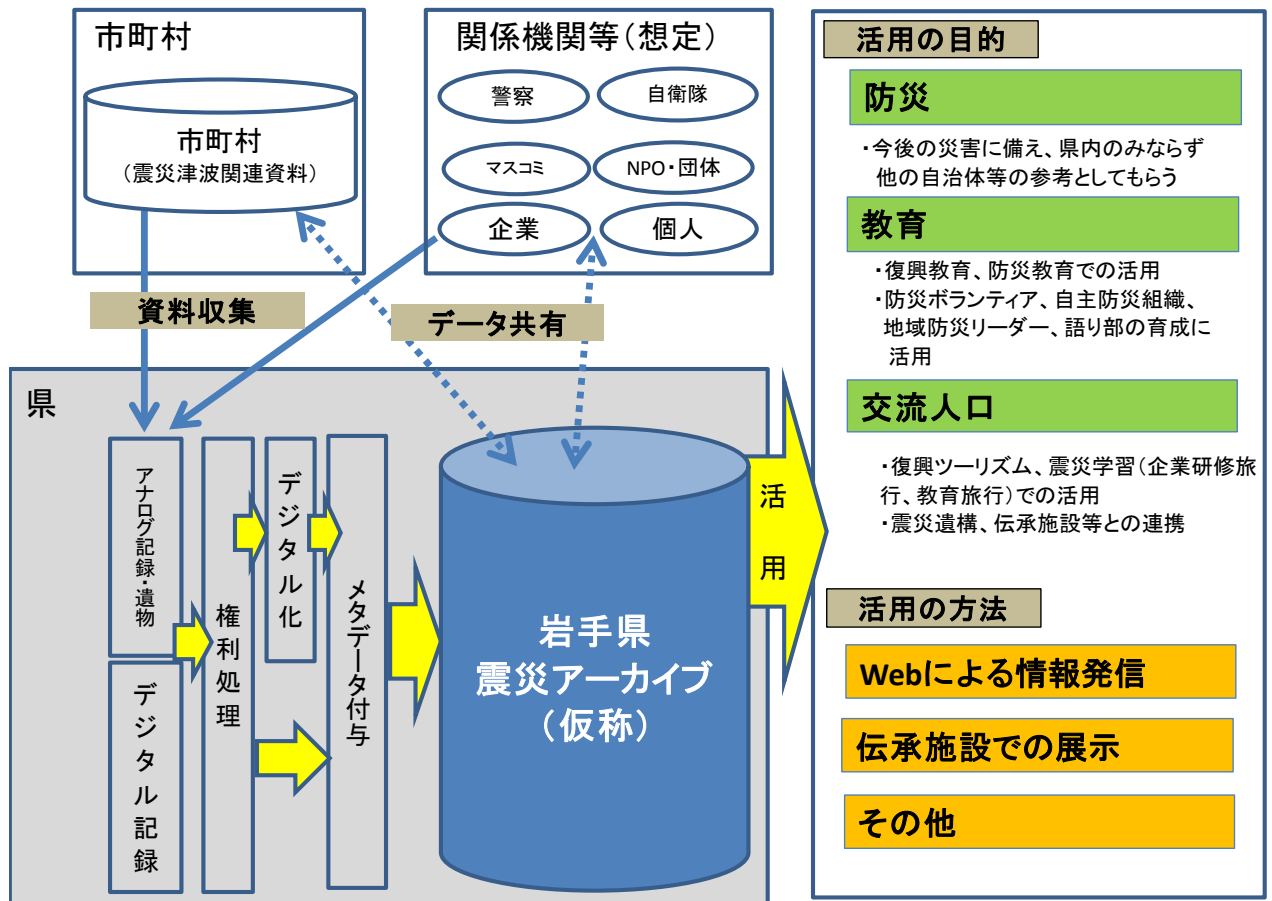
県は、震災津波関連資料の収集・活用等を効果的に行うため、次に掲げる機能を持つデジタルアーカイブを構築することとします。ただし、その構築に当たっては、利用者の利便性や、資料の追加保存などの拡張性を担保しつつ、デジタルアーカイブの初期(構築)費用及び運用(維持・管理・発展)費用、人的費用ができるだけかからない仕組みとします。

ア 県や市町村等が保有する震災津波関連資料のリスト

イ 震災津波関連資料のデジタルコンテンツ(アナログ記録や物体は、スキャンや撮影などの方法によりデジタルデータ化したもの)

ウ ア及びイを保存するデータの保管庫及び整理された形でデジタルコンテンツを国内外に広く提供するためのウェブサイト

図2-1 岩手県震災アーカイブ(仮称)における資料収集から利活用までの事業イメージ図(案)



3 震災津波伝承施設の設置

〔課題〕

- ① 被災地に立地し、県内沿岸地域全体の被災や復興状況を伝える拠点が必要です。また、その拠点は各沿岸市町村の伝承施設等へと誘うゲートウェイとしての役割を果たすことが求められます。
- ② ①の施設と沿岸各地の伝承施設等との役割分担と相互連携が必要です。

〔対応の方向性〕

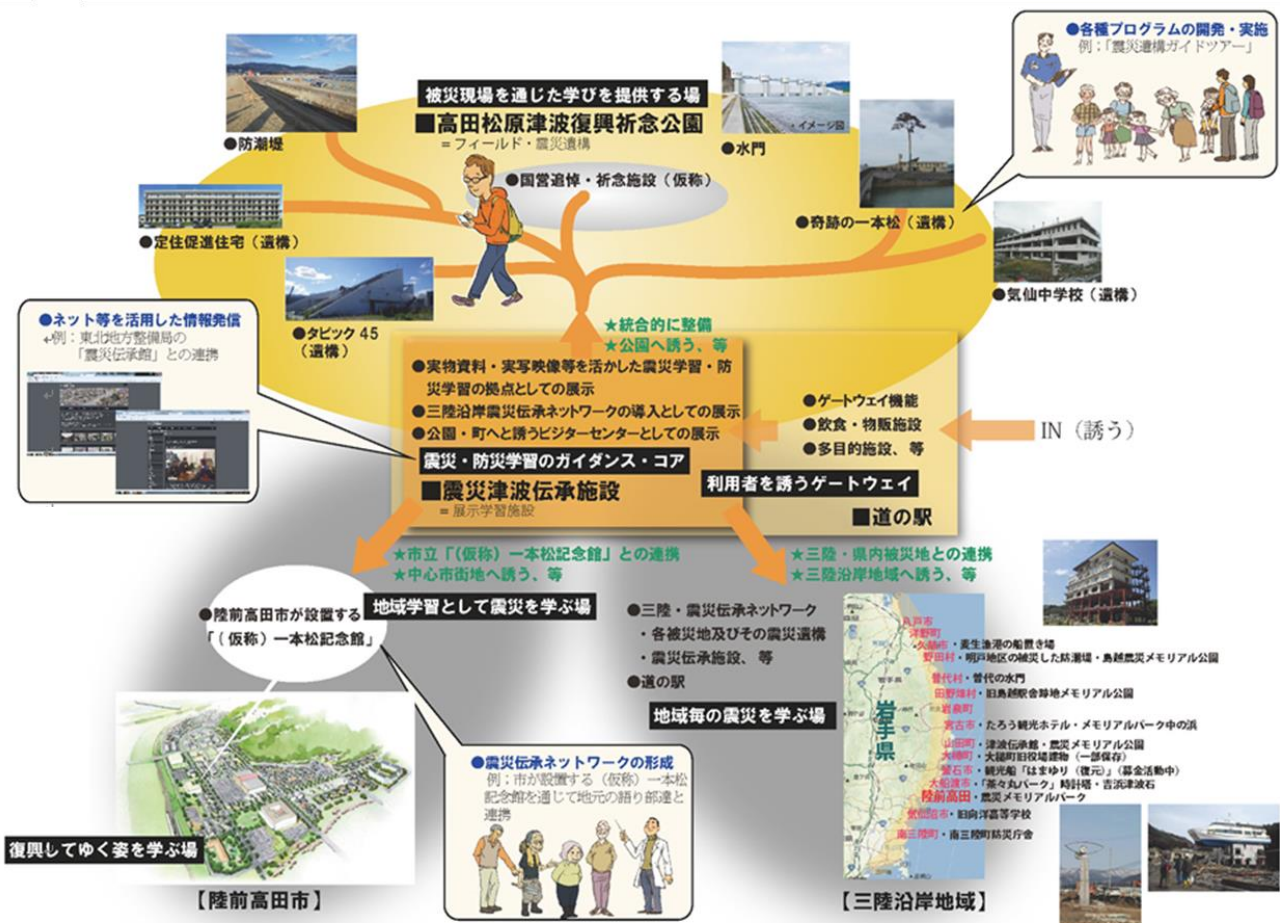
① 県内沿岸地域全体の被災・復興状況を伝承する施設の設置

高田松原津波復興祈念公園内に、震災津波伝承施設の設置を検討しており、この施設内で震災津波関連資料の活用を図ります。(図 2-2 を参照)

② 震災津波伝承施設など関連施設間の相互連携

一部の市町村及び県が計画する震災津波伝承施設やメモリアル施設等の施設設置の動き (P6 参照) を踏まえ、震災津波関連資料の収集・活用等に関する関連施設間の相互連携に努めます。
なお、具体的な連携方策は別途検討を進めます。

図 2-2 高田松原津波復興祈念公園基本計画イメージ図



注：保存が決定しているもの、検討中のものを含まず

※高田松原津波復興祈念公園基本計画(案)(平成 27 年 8 月策定)より抜粋
具体的な経路等については、市の関連計画等との整合を図りつつ、今後詳細に検討

4 資料に係る関係機関との連携

〔課題〕

- ① 報道機関等の関係機関に対し、市町村が単独で写真等の資料提供依頼をした際、困難な場合があります。
- ② 支援団体（NPO・NGO等）や大学では、支援活動や研究論文などの資料の蓄積も進んでいること、また国立国会図書館の東日本大震災アーカイブなどでは、県内の被害状況などの写真を検索・活用できるポータルサイトを構築するなどアーカイブの取組も進んできていることから、有効に活用し、連携していく必要があります。

〔対応の方向性〕

① 報道機関等からの資料収集

報道機関等の関係機関が保有する震災津波関連資料の収集を円滑に進めるため、県が窓口となり提供の可否及び提供条件の確認を行います。また、実際に収集する際には、収集手続き及び方法等について、県と市町村の役割等を整理するなど一体となり対応します。

② 支援団体（NPO・NGO等）や大学等との連携した情報発信

支援団体（NPO・NGO等）や大学との連携に関しては、資料の提供をお願いするほか、ウェブサイトやポータルサイトを構築している場合には、データの共有やウェブサイトのリンクを貼るなど、多様な形での連携を図りながら情報発信を進めます。

特に、国立国会図書館の東日本大震災アーカイブは国内の東日本大震災津波に関連する資料を一元的に検索・活用できるポータルサイト機能を有していることから、連携を図りながら効果的な情報発信を進めます。

5 収集・活用等の目的や必要性に関する普及啓発

〔課題〕

市町村が民間等から資料提供に協力をいただくためには、震災津波関連資料の収集・活用等の目的や必要性について住民や関係団体へ周知することが必要です。

〔対応の方向性〕

収集・活用等の推進に当たっては、住民等の理解が必要であることから、県は、市町村及び関係機関と連携し、住民や関係団体を対象とした、震災津波関連資料を活用した防災教育や伝承活動など、取組を紹介する講演会や研修会、ワークショップ等を開催し、認知度を高めるとともに目的や必要性に関する普及啓発に努めます。

第3章

震災津波関連資料の収集・活用等の体制

東日本大震災津波からの復旧・復興は今なおその途上にあり、日々多くの震災津波関連資料が蓄積されています。このような膨大な情報量の中から今後、計画的な収集・活用等の取組を継続していくために、まずは推進体制の整備が必須です。

第3章では、県の推進体制を明確にし、市町村をはじめ関係機関等との連携、当面の収集・活用等の計画について示します。

第3章

震災津波関連資料の収集・活用等の体制

1 推進体制の整備

県における震災津波関連資料の収集・活用等の推進に当たっては、県の推進体制の整備を図るとともに、市町村ならびに国、大学、支援団体（NPO・NGO等）、市民団体及び企業などの関係機関が既に様々な取組を行っていることから、市町村及び関係機関との緊密な連携のもと、全県的かつ計画的な取組を推進します。

(1) 県の推進体制

① 有識者会議に設置による取組の推進

県は、本県における震災津波関連資料の収集・活用等に関して、県内外での取組事例等を参考にしながら、市町村及び関係機関との緊密な連携のもと、効果的な利活用を推進していくため、学識経験者や市町村職員、支援団体等で構成する有識者会議を設置し、継続的な取組を推進します。

② 全庁的な取組の推進

県は、庁内における関係各課等で構成する「庁内連絡会議」（事務局：復興局）を設け、全庁的な取組を推進します。

(2) 市町村や関係機関との連携

① 県・市町村連絡会議の設置による市町村との一体的な取組の推進

県は、沿岸市町村及び県の担当室課等で構成する「県・市町村連絡会議」を設置し、沿岸市町村と県における適切な役割分担を整理・確認の上、一体的な取組を推進します。

② 支援団体及び市民団体等との連携による取組の推進

県及び市町村は、震災津波関連資料の収集・活用等に当たっては、復旧・復興に携わった支援団体（NPO・NGO等）のほか、被災地で伝承活動、復興ツーリズムや防災研修などに取り組む地域の市民団体等の活動とも連携しながら、取組を推進します。

(3) 留意事項（再掲）

① 震災津波伝承施設等など関連施設間の連携

一部の市町村及び県が計画する震災津波伝承施設等の設置の動き（P6参照）を踏まえ、震災津波関連資料の収集・活用等に関する関連施設間の連携に努めます。

なお、具体的な連携方策は、別途検討を進めます。

② 報道機関や支援団体（NPO・NGO等）等からの資料収集

報道機関や支援団体（NPO・NGO等）等の関係機関が保有する震災津波関連資料の収集を円滑に進めるため、県が窓口となり提供の可否及び提供条件の確認を行います。また、実際に収集する際には、収集手続き及び方法等について、県と市町村の役割等を整理するなど一体となり対応します。

③ 収集・活用等の目的や必要性に関する普及啓発

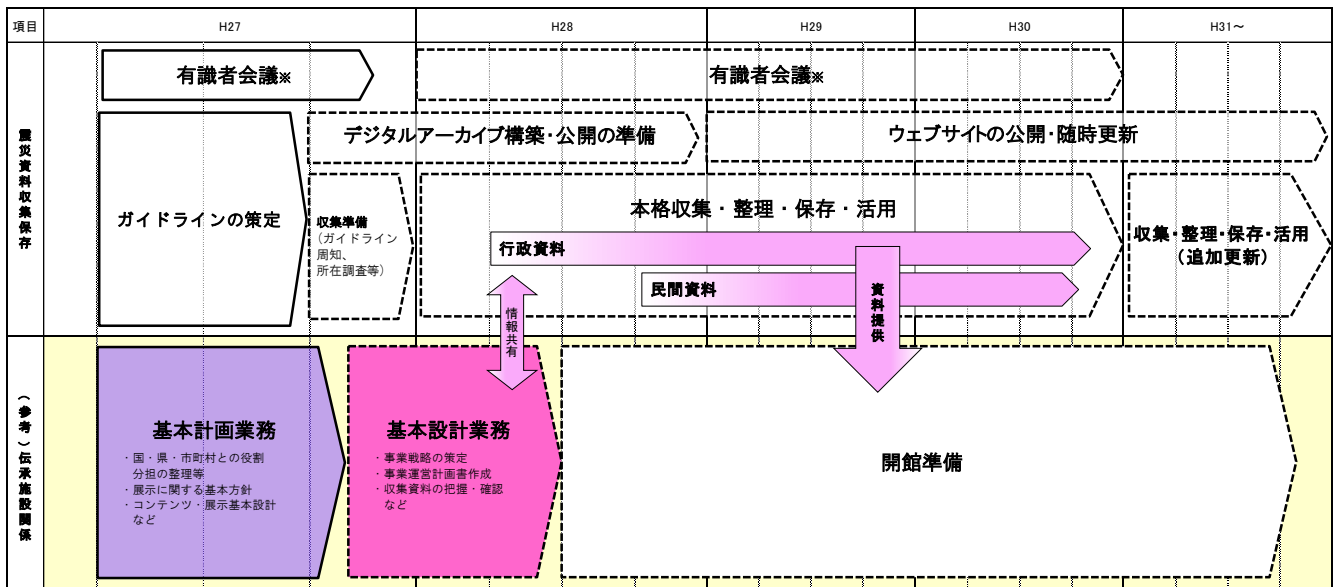
収集・活用等の推進に当たっては、住民等の理解が必要であることから、県は、市町村及び関係機関と連携し、住民や関係団体を対象とした、震災津波関連資料を活用した防災教育や伝承活動など、取組を紹介する講演会や研修会、ワークショップ等を開催し、認知度を高めるとともに目的や必要性に関する普及啓発に努めます。

2 計画的な推進

震災津波関連資料の収集・活用等は長期的かつ継続的な取組が必要であることから、本ガイドラインのもと、計画的な取組を推進します。スケジュールについては図3を参照してください。

図3 震災津波関連資料の収集・活用と震災津波伝承施設整備の主なスケジュール案

※岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議



第4章

震災津波関連資料の収集・活用等プロセス

震災津波関連資料の収集・活用等に当たっては、収集対象となる資料の範囲設定や所在調査を行った上で、権利処理、収集、整理・分類、保存、活用という一連の作業が必要です。

第4章では、作業全体の流れの解説と、各プロセスにおける具体的な作業内容や検討事項について、県が今後推進する計画を例に詳しく示します。市町村においても、収集・活用等を行う際は、本章を参考にしてください。

第4章

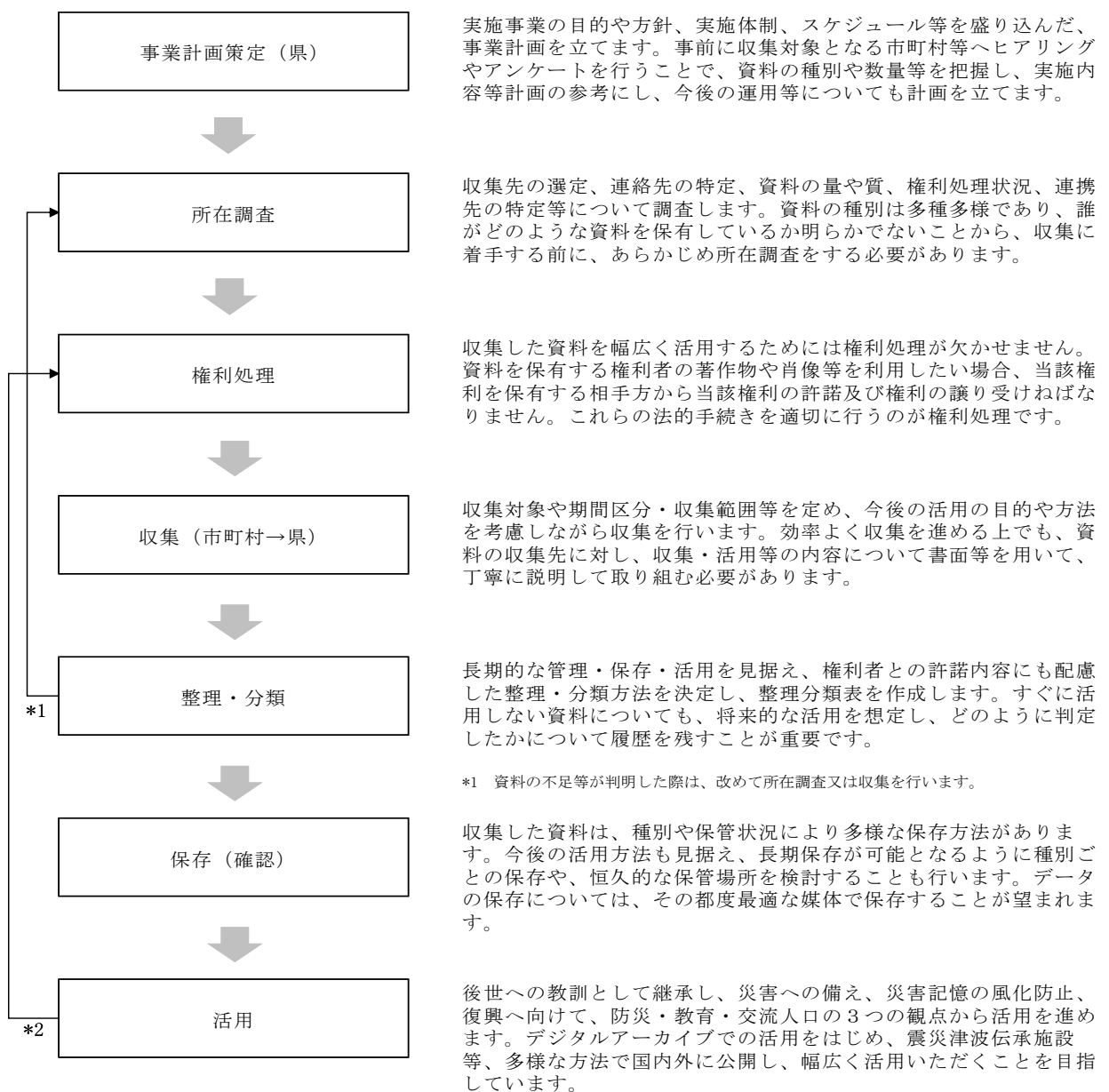
震災津波関連資料の収集・活用等プロセス

1 全体の流れ

本節では、震災津波関連資料の収集・活用等を進める際の流れと、所在調査・権利処理、収集、整理・分類、保存、活用における各作業方法や作業手順、作業上の留意点について説明します。

震災津波関連資料の収集・活用等を進める全体の流れについては、図 4-1 のとおりですが、括弧書き部分は、県が市町村の協力のもとに進めたいと考える役割分担を示したものです。市町村が事業計画から行う際は役割が、市町村と支援団体（NPO・NGO等）・住民となります。

図 4-1 全体の流れ



2 事業計画策定

震災津波関連資料の収集・活用等を実施する上では、多くの関係者の理解や協力が必要であることから、関係者との情報共有を図り、円滑に事業を進めるために予め事業目的や方針、実施体制、スケジュール等を盛り込んだ事業計画を策定します。表 4-1 に事業計画書の内容例を示します。

また、事前に収集対象となる市町村等へヒアリングやアンケートを行うことで、震災津波関連資料の種別や数量等を把握し、事業計画策定の参考にします。

表 4-1 事業計画書の内容例

項目	内容例
事業目的	震災津波関連資料の収集・活用等の目的や意義を定める。
事業方針	事業目的を達成するため、所在調査から活用に至る作業プロセスを整理し、それぞれのプロセスにおける取組の方向性について定める。
取組内容	それぞれのプロセスの取組の方向性を踏まえつつ、取組の方法や実施手順等の内容を可能な限り定める。
実施時期	所在調査から活用に至るまでの作業を関係者が協力して計画的に実行するため、作業工程を示したスケジュールを定める。
実施体制	事業の推進体制（主体、協力者）を構築し、それぞれの使命と役割等について整理する。 本ガイドラインの内容を発展させる場合や市町村の独自性を反映したい場合、専門家の意見を参考としたい場合など、有識者会議等の活用も検討する。
予算	事業計画をもとに、それぞれのプロセスに係る費用見込みを算出するほか、必要に応じて事前調査など必要な経費を予算化する。 また活用に当たっては、公開資料の維持や更新等に係る維持・管理費用が発生することも想定されることから、予算を念頭に入れて検討する。
留意事項	事業を実施するうえで、想定される課題等について予め整理する。

3 所在調査

(1) 所在調査とは

震災津波関連資料は、県・市町村のほか多くの関係機関が保有しています。また、資料の種別なども多種多様であり、誰がどのような資料を保有しているか明らかでないことから、資料収集に着手する前に、予め所在調査を行う必要があります。

このことから県では、震災津波関連資料の収集・活用等を円滑に推進するため、資料の収集作業を実施する前に所在調査を行い、収集・活用等を実施する上での基礎資料とします。

(2) 所在調査の方針

所在調査は、震災津波関連資料の収集・活用等を進めるための基礎資料となるばかりではなく、収集しない場合にあっても、その所在情報は今後の震災津波関連の調査研究などにとって貴重な情報源になることから、収集先ごとに保有する震災津波関連の資料名や種別、量、保管先及び権利処理状況等を調査し把握します。

(3) 取組内容

資料を収集するに当たり、県が行う所在調査の取組内容を以下に示します。

① 行政が保有する震災津波関連資料の所在調査

ア 調査対象機関

- (ア) 県の機関(県立高校・県立病院・県立図書館・県立博物館・県立大学を含む。)
- (イ) 市町村の機関(小中学校・消防を含む。)
- (ウ) その他の行政機関等(東北地方整備局・警察・自衛隊等。)

イ 調査内容

(ア) 県の機関

岩手県地域防災計画(地震・津波災害対策編)及び岩手県東日本大震災津波復興計画の復興基本計画項目(取組や事業等)により、資料名、種別(アナログ記録、デジタル記録、物体の詳細区分)や量、保管先、権利処理状況(権利者及び権利許諾状況)等を調査します。

(イ) 市町村の機関

沿岸市町村においては、沿岸市町村の地域防災計画及び復興計画の項目(取組や事業等)、内陸市町村においては、地震被害及び後方支援に関連する取組や事業等の資料名、種別や量、保管先及び権利処理状況、提供条件等を調査します。

(ウ) その他の行政機関

各機関が提供可能な震災津波関連資料名、種別や量、保管先及び権利処理状況、提供条件等を調査します。

② 民間が保有する震災津波関連資料の所在調査

ア 調査対象

被災者に対する支援活動のほか、伝承活動、復興ツーリズムや防災研修などに取り組む大学、支援団体(NPO・NGO等)、市民団体及び企業などの関係機関とします。ただし当初は県全域又は複数の市町村を活動地域とする団体・企業等に限るものとし、市町村等の意向を踏まえて選定します。

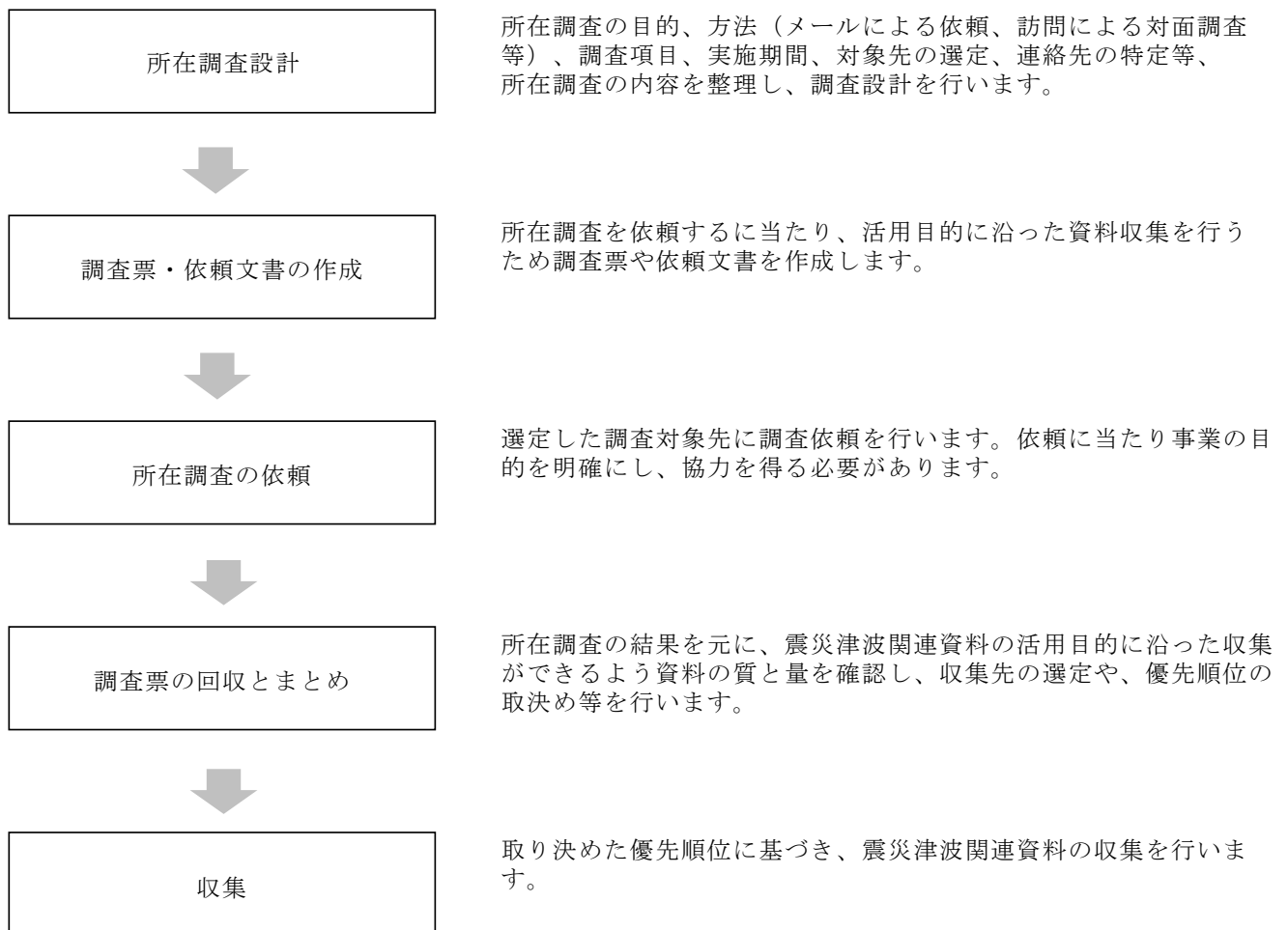
イ 調査内容

大学、支援団体（NPO・NGO等）、市民団体及び企業などの関係機関が被災地での支援活動等を通じて収集した資料名、種別や量、保管先及び権利処理状況、提供条件等を調査します。

(4) 実施手順

所在調査の設計から収集を行うまでの手順について図4-2に示します。

図4-2 所在調査の流れ



4 権利処理

(1) 権利処理とは

震災津波関連資料の収集・活用等において、収集する資料には必ず各種の権利が関わっています。例えば写真の資料であれば、撮影者の著作権や被写体の人格権などです。これらの権利を保有する個人、法人等から適切な許諾なしには資料を使用することができません。

権利処理とは、他人の著作物や肖像等を使用したい場合、当該権利を保有している相手方から使用の許諾を得る、もしくは当該権利そのものを譲り受ける行為をいいます。これらの権利処理なしに無断使用した場合は、関連法規や裁判例に基づき、権利者からの差止めや損害賠償等の請求を受ける恐れがあります。

このように、法令を遵守しながら資料を収集・活用等していくためには、この権利処理が特に注意を要する手続となります。

① 権利の種類

震災津波関連資料に関わる主な権利としては、著作権、人格権などがあげられます。権利の種類によって、使用許諾が必要となる場面が異なることに留意が必要です。(表 4-2 参照)

表 4-2 関連する権利の一覧

権利の区分	権利の内容	使用許諾が必要となる場面	権利者		
著作権	著作者人格権	著作者が精神的に傷つけられないようにするための権利（公表権、氏名表示権、同一性保持権）	著作者の著作物を「公表」・「改変」及び「名前表示」等を行う場合	著作者	
	複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利	著作物を媒体を問わず（デジタル化を含む）複製する場合	著作権者	
		上演権・演奏権	著作物を公に上演したり演奏したりする権利		展示施設等で上演・演奏をする場合
		上映権	著作物を公に上映する権利		展示施設等で上映する場合
	著作（財産）権	公衆送信権・伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利		公衆向けに無線・有線を問わず送信する場合。テレビ、ラジオ放送・インターネット等。
		口述権	言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利		語り部などが口頭で公衆に伝達する場合
		展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利		公衆向けに展示する場合
		翻訳権・翻案権	著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、翻案等（二次的著作物を創作すること）する権利		著作物を翻訳、改変等を行う場合
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用（上記の各権利に係る行為）することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利	著作物を編集し新たな著作物を作成する場合			
著作者隣接権	著作物等を「伝達する者」（実演家、レコード製作会社、放送事業者、有線放送事業者に付与される権利）	放送番組等を収集・活用等する場合	著作隣接権者		
人格権	肖像権	自己の容貌・姿態を、みだりに写真・絵画・彫刻などにされたり利用されたりすることのない権利	資料（映像・写真等）の中で個人が特定できる場合	特定される個人	
	氏名権	自己の氏名の専用に他から侵害されない権利	資料（映像・写真等）の中で個人が特定できる場合		
	パブリシティ権	著名人の氏名・肖像を宣伝等に無断で使用されない権利	資料（映像・写真等）の中で著名人が特定できる場合		
産業財産権	商標権（商標法）	自社の商品と他者の製品とを区別するための、文字・図形・記号・色彩などの結合体を独占的に使用できる権利	資料に他者の商標が付されたものが映っている場合	商標権者	
	意匠権（意匠法）	新規性と創作性があり、美感を起させる外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインの創作についての権利	資料に他者の意匠が付されたものが映っている場合	意匠権者	
所有権	特定の物を直接かつ全面的に支配しうる権利	資料を所有者より借用・寄贈等を受ける場合	所有者		

② 権利者の特定

ひとつの資料において複数の権利関係が重疊的に存在することや、それぞれ権利に関わる権利者が異なる場合もありますので注意が必要です。例えば、学校で撮影したクラスの集合写真を学校から借りる場合、写真を撮影したカメラマンの写真に関する著作権、被写体となっている生徒一人ひとりや教師の人格権（肖像権）、写真を所有している学校の所有権など複数の権利に多くの権利者がかかわってきます。

このように、権利の種類に応じて、権利者を特定することが重要となります。（表 4-3 参照）

表 4-3 権利の種類と権利者の例示（学校のクラス写真の場合）

権利の種類	著作（財産）権	著作者人格権	肖像権	所有権
権利者	カメラマン※	カメラマン	生徒一人ひとり 教師	学校

※カメラマン以外に、カメラマンの相続人や譲渡を受けた第三者の場合もありえる。

(2) 権利処理の方針

震災津波関連資料を幅広く収集し、活用するためには、権利処理は必要不可欠な法的な手続です。この手続が不十分な場合、収集した資料の有効活用ができないほか、著作権、肖像権等の権利を侵害する恐れもあります。このため、収集に当たって資料に関わる権利を正確に特定し、権利の種類ごとに権利者から使用許諾手続を取る必要があります。

また、権利処理された資料であっても、震災直後の写真や映像で被災者に関する情報（御遺体が映像に写りこんでいる場合など）が含まれる場合、個人のプライバシーや人道的な観点から公開を控えるなど、公開の基準に関するポリシー（以下「公開基準」という）の制定も必要となります。

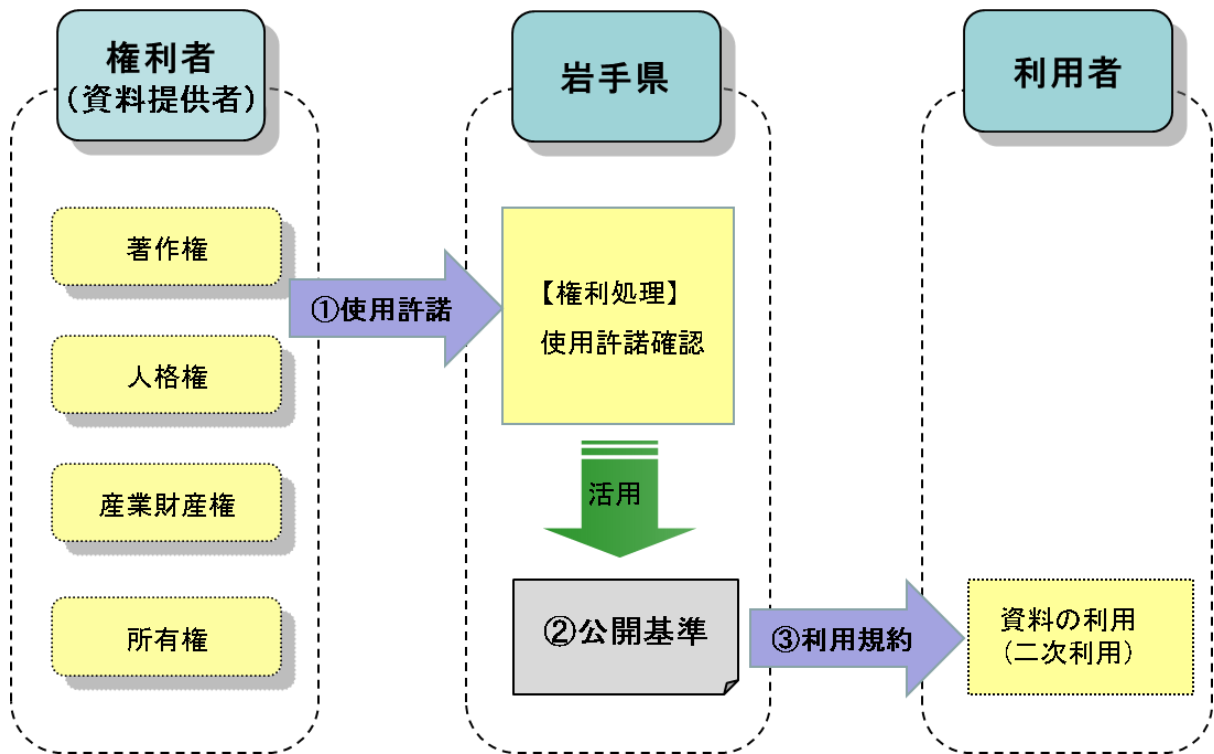
さらに、利用者が県の公開した資料を利用する（以下「二次利用」という）場合、県が権利者から許諾された使用の範囲に拘束されます。このことから、利用者に対して権利者からの許諾範囲を正確に伝達し遵守を求めるため、利用者側への利用条件に関する規約（以下「利用規約」という）の策定も重要となります。

これらは、権利処理の方針の3つの柱と考えます。（図 4-3 参照）

〈権利処理の方針の3つの柱〉

- ①権利者からの使用許諾の取得手続
- ②資料の公開の考え方をまとめた県のポリシー（公開基準）の策定
- ③公開された資料を二次利用する利用者に対する利用規約の策定

図 4-3 権利処理の方針の3つの柱



本ガイドラインでは、権利者、資料提供者及び利用者を次のとおり定義します。

〔権利者〕 著作権等の権利を有している団体又は個人。

ひとつの資料に対し複数に権利者が関わってくる場合があります（表 4-3 参照）。

〔資料提供者〕 県に対し、震災津波関連資料を提供いただく団体又は個人。

本ガイドラインでは、以下を想定しております。

- ・ 県及び市町村
- ・ 関係機関

〔利用者〕 県が公開する資料を利用する団体または個人。

主にウェブサイトでの情報発信を行う際、そのコンテンツを利用する方を想定します。

(3) 権利者からの使用許諾の取得手続き

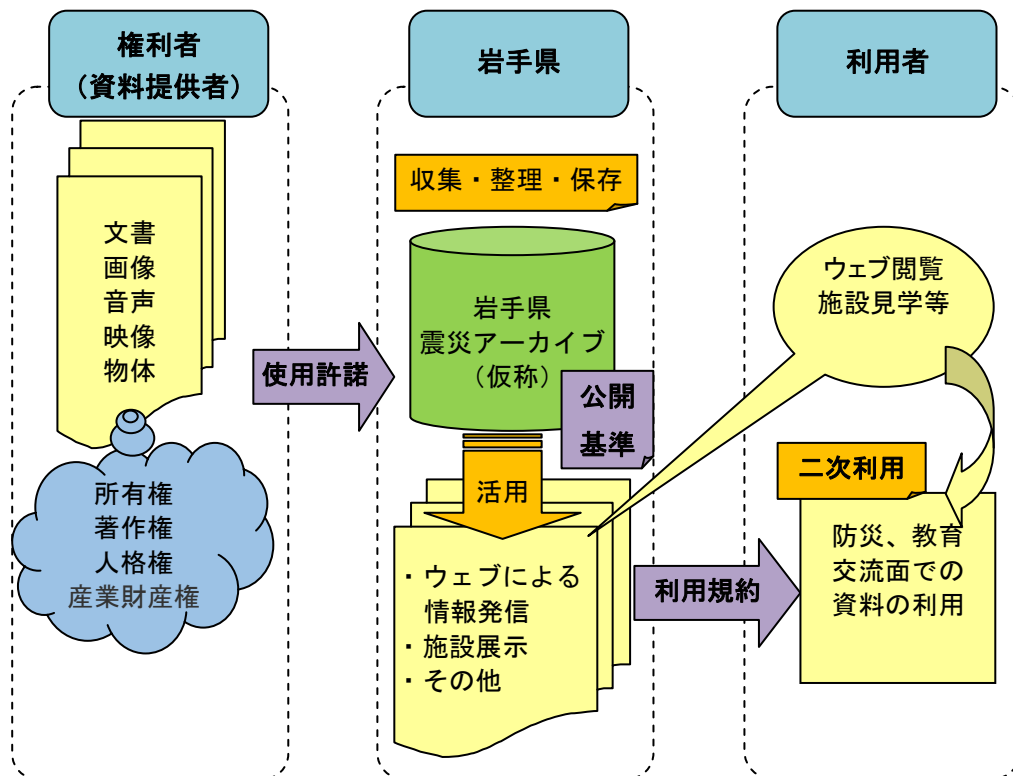
① 権利の種類と権利者の特定

ア 権利者と資料提供者が一致する場合

資料提供者が資料に関わる権利の全てを保有している、つまり権利者と資料提供者が一致する場合は、権利者である資料提供者から関連する権利の許諾を得る必要があります。

この場合、県が行う権利処理をイメージすると、図 4-4 のとおりとなります。

図 4-4 権利者と資料提供者が一致する場合（県の権利処理をイメージして作成）



イ 権利者と資料提供者が一致しない場合

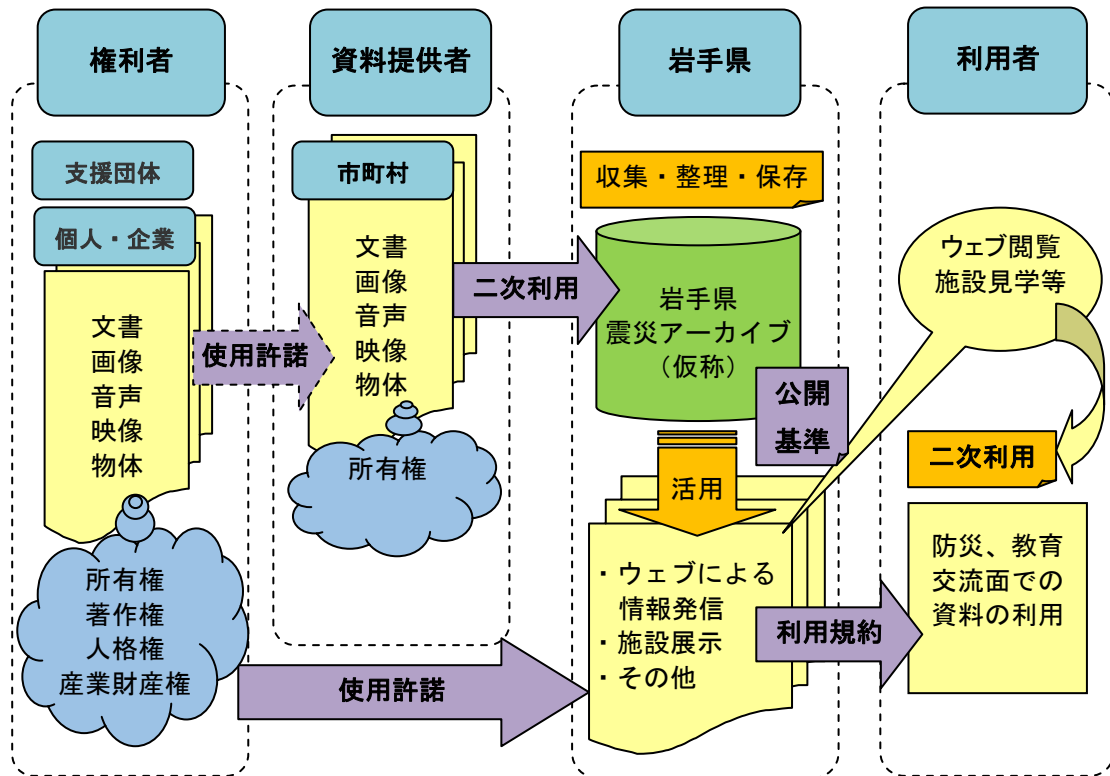
資料提供者が資料に関わる権利の全てを保有していない、つまり権利者と資料提供者が一致しない場合は、権利者と資料提供者の権利処理状況（第三者に対する二次利用の許諾の有無等）を確認のうえ、資料提供者から二次利用の許諾を得る必要があります。

例えば、県が支援団体から市町村に提供された資料を収集する場合は、資料提供者である市町村は所有権を有する一方、支援団体が著作権を有していることも想定されます。このため、県は市町村と支援団体との間の権利処理を確認するとともに、二次利用の許諾を得ているかどうか確認する必要があります。

また、映像や写真などの資料の中で、個人が特定できる場合や他者の商標・意匠が付されたものが映っている場合などは、権利者と資料提供者との権利処理状況に応じて、別途、活用に向けた対応（マスキング処理や権利者からの使用許諾など）をとる必要があります。

この場合、県が行う権利処理をイメージすると、図 4-5 のとおりとなります。

図 4-5 権利者と資料提供者が一致しない場合（県と市町村の権利処理をイメージして作成）



② 書面による許諾

資料の収集や公開などを行う場合は、権利者から関連する権利の許諾に関する同意を得ることが必要です。この許諾手続について、県では原則、権利者又は資料提供者から権利に関する同意文書（以下「使用許諾同意書」という。）を得ることとします。

また、使用許諾同意書については、資料提供者又は権利者が事後的に同意を撤回する権利を有することを明記するほか、県が求める条件等を提示するものとします。

権利者または資料提供者から収集・活用等に係る全ての権利の許諾（権利関係の一括使用許諾）を求める場合の使用許諾同意書のひな型は、図 4-6 のとおりとなります。

[使用許諾に対する県が求める条件等]

- ア 提供資料を、県がウェブによる情報発信や施設展示等により活用することを認めること。
- イ 提供資料が、県の管理を超えてあらゆる媒体に使用されることがあることに同意すること。
- ウ 一般公開に当たり、著作者人格権を行使しないこと。
- エ 提供資料が必ずしも一般公開にはならないことに同意すること。
- オ 提供された素材の複製物を、県が第三者に提供することを認めること。（ただし、当該複製物を県が有償で第三者に提供することはない。）
- カ 資料提供に当たって特別の条件等があれば予め提示すること。

※ 想定例「資料は防災、教育用途のみ利用可。資料は非公開」「震災後 10 年間は非公開」等

図 4-6 使用許諾同意書

<一括使用許諾タイプ>

(表面)

使用許諾同意書

私は、岩手県（以下「県」という。）が東日本大震災津波災害の教訓を次世代へ継承するために実施する「岩手震災アーカイブ（仮称）」プロジェクトの趣旨に賛同し、関連する画像（肖像を含む）・動画・録音物・その他資料等を下記内容において岩手県に提供いたします。

なお、私は、本同意書に同意した後であっても、いつでも本同意書の内容を修正、撤回する権利を有することとします。

記

1 提供する資料等

※東日本大震災津波による被災の状況と、復旧・復興に関わる個人や団体など様々な主体が行った各種活動の記録（写真、映像、音声、メモ等）や、被災された方々や報道機関等に向けて県・市町村が作成・配布した資料・チラシ類、震災の爪痕を残した遺物など、ご提供いただける資料等をご記入ください。



2 同意事項

ア 私は、提供資料を、県がウェブサイトによる情報発信や施設展示等により活用することに同意します。

イ 私は、提供資料が、県の管理を超えてあらゆる媒体に使用されることがあることに同意します。

ウ 私は、提供資料の一般公開に当たり、著作者人格権を行使しません。

エ 私は、提供資料が必ずしも一般公開にはならないことに同意します。

オ 私は、提供された素材の複製物を、県が第三者に提供すること（有償提供を除く）に同意します。

3 その他提供条件

※例えば「資料は研究用途のみ利用可。資料は非公開とする」、「〇〇の目的のみ利用可」など、提供に当たり「2. 同意事項」に加え特に条件を付したい場合はご記入ください。）



上記ご記入、ご確認のうえ、裏面に記名・押印をお願いします。

(裏面)

企業・団体等の場合は、「企業名・団体名」の欄に記名願います。
個人の場合は、「氏名」欄に記名願います。

岩手県復興局 御中

_____年 _____月 _____日

企業名・団体名 _____ 印

※社印・団体印及び角印の押印をお願いします。

氏名 _____ 印

※未成年者の場合は、親権者の代筆をお願いします。

住所 _____

メールアドレス _____ 電話番号 _____

※提供いただいた個人情報は、提供いただいた著作物の管理及び問合せの目的にのみ使用します。

以上

※使用許諾同意書の取得に併せて、資料を借用する場合には、借用書を兼ねることも想定されます。

③ 許諾状況の管理

ひとつの資料に複数の権利や権利者が存在する場合がありますので、資料ごとに権利者の氏名や連絡先、権利許諾の有無等を一覧にした権利処理状況を整理のうえ、権利を適切に管理していくことが望まれます。併せて、取得した使用許諾同意書も適切に管理・保管します。

権利処理状況の管理表は、表 4-4 のとおりとなります。

表 4-4 権利処理状況の管理表

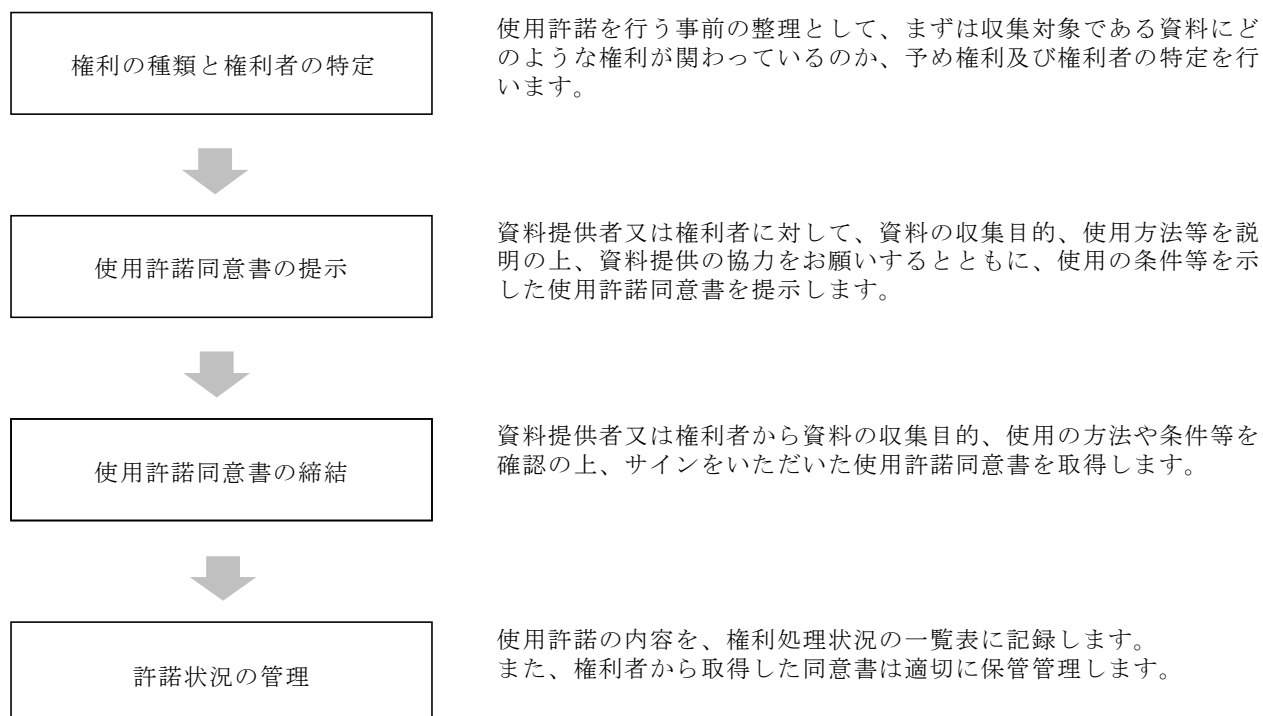
対象資料	著作権者（人格権）	許諾	肖像権	許諾	所有権	許諾	使用の可否
写真A	山田花子（山田一郎） 住所：**** 電話：****	○	山田一郎 住所：**** 電話：****	○	山田花子	○	利用可能
絵画	鈴木一郎（鈴木一郎） 住所：**** 電話：****	○	—	—	加藤一郎 住所：**** 電話：****	○	利用可能
文書A	〇〇出版（佐藤一郎） 住所：**** 電話：****	○	—	—	△△市 住所：**** 電話：****	○	利用注意（差別的用語多数使用されているため）
文書B	加藤三郎（加藤三郎） 昭和〇年に権利消滅	—	—	—	県	—	利用可能（権利消滅のため）
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

④ 実施手順

権利者からの使用許諾の取得に関する流れについて、図 4-7 に示します。

なお、権利者からの使用許諾の取得は、資料の収集前を基本としますが、資料の量が多いなど、資料提供者に過度の作業負担を強いることが想定される場合、県は全ての資料を一時受け取り、収集対象とする資料を選別のうえ、当該資料に関する許諾を取得することとします。

図 4-7 権利処理の流れ



(4) 資料の公開の考え方をまとめた県のポリシー(公開基準)の策定

① 権利者からの許諾範囲に応じた公開区分

権利者から収集・活用等に係る全ての権利の許諾（権利関係の一括許諾）を得られれば、資料の公開や二次利用など幅広い活用が可能になります。一方、権利者が利用範囲を限定することも考えられるため、震災津波関連資料の公開に当たっては、許諾内容に応じてその方法や範囲が異なる点に留意する必要があります。

具体的には、表 4-5 に記載されるような区分けが考えられます。

表 4-5 震災津波関連資料の公開区分

公開区分	公開方法
一般公開	・ デジタルコンテンツをインターネット上で公開
	・ 震災津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開
限定公開 (貸出・閲覧)	・ 行政職員、研究者など公開相手を特定
	・ 防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定
	・ 震災後 10 年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定
一部公開	・ マスキング処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編の上公開
	・ 行政文書について、資料の存在のみを目録として公開
非公開	・ 資料の存否以外は非公開

② 県の公開基準

権利者から許諾を得た場合であっても、公開することによって個人のプライバシーや個人情報保護上の問題が生じる場合や、その他公開にふさわしくない資料が含まれる場合もありえることから、公開に当たっての県のポリシー（公開基準）は、原則として次のとおりとします。

- ア 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般公開しない。
- イ 権利者からの許諾を受けてもなお、第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しない。
- ウ 権利処理関係が不明確と判断される資料は公開しない。
- エ 権利者からの許諾範囲内の公開であっても、原則として、次に該当する資料は公開しない。
例：御遺体が写っている写真、車のナンバーが判別できる写真など
- オ 権利者からの許諾範囲であっても、県及び市町村の個人情報保護条例及び情報公開条例の規定に抵触する場合またはその恐れがある場合は公開しない。
- カ 権利者又は第三者より公開に関する異議があった際は、速やかに削除等の対応を行う。

公開基準については、今後の時代背景や提供者の考え方の変化がある可能性がありますので、有識者会議や県民の理解を得た上で見直しをしていきます。

(5) 公開された資料を二次利用する利用者に対する利用規約の策定

① 二次利用規約の策定

県では、震災津波関連資料の活用について、ウェブサイトによる情報発信、震災津波伝承施設での展示等で活用しますが（第4章8活用を参照）、ウェブサイトで公開した場合、公開された写真などのデジタルコンテンツがサイトの閲覧者である利用者によって二次利用されることも想定されます。

公開したデジタルコンテンツは、この取組の目的を実現するため、利用者に広く利用していただくことを望みますが、利用者が権利者の意向と異なる形で利用することも想定され、その場合、権利者から権利侵害としてクレームを受ける恐れがあります。

このことから、権利者から受けた許諾範囲に応じ、二次利用する利用者に対し、許諾をされた権利を侵害しないための利用規約（以下「二次利用規約」という。）を整備し、遵守させる必要があります。

② 県の二次利用規約

ア 県が資料を公開している場合の二次利用規約は、次の記載項目を含むものとします。

- (ア) 利用規約の効果が及ぶ範囲
- (イ) 著作権等の帰属
- (ウ) 利用条件
- (エ) 個人情報の取扱い
- (オ) 利用上の禁止事項
- (カ) 免責事項

イ 特に、利用者による二次利用の条件の設定に当たっては、原則として次の考え方に基づく内容とします。

- ・著作権法で認められる範囲内での私的使用を認めること。
- ・利用者がコンテンツの二次利用（複製、上演、演奏、上映、公衆送信、展示等を含む）を行う際は、県に事前申請の上、許可を受けた場合のみ利用できること。県は、本取組の趣旨に合致し、規約に定める条件を遵守することを条件に、利用を認めること。
- ・コンテンツの改変、加工は原則として認めないこと。ただし、コンテンツの改変、加工について県の事前許可を受け、改変・加工されたコンテンツの資料（以下「二次的著作物」という。）を県に提供した後、県がウェブサイト等で公開した場合は、当該二次的著作物の利用を認めること。

ウ ウェブサイトで情報公開する場合の一般利用者向けの二次利用規約の記載項目例は、図4-8のとおりとなります。

<一般利用者向け>

岩手県震災アーカイブ（仮称）利用規約

1 利用規約

- (1) 「岩手県震災アーカイブ（仮称）」（以下「本アーカイブ」という。）より提供される文書、画像等のコンテンツ（以下「本コンテンツ」という。）を利用する場合は、以下の規約に同意したものとします。
- (2) 本利用規約の内容に同意いただけない場合、本アーカイブをご利用いただくことは出来ません。
- (3) また、本コンテンツは予告なしに変更・削除することがあります。

2 著作権について

本コンテンツの著作権は、「岩手県」「県内市町村」及び「各市町村に資料を提供した関係機関」又は「個人」に帰属します。

3 利用条件について

- (1) 利用者は、本アーカイブサイトで公開しているコンテンツを検索、閲覧できます。
- (2) 利用者は、著作権法が定める私的使用の範囲内での利用は可能です。
- (3) 本コンテンツの二次利用については、次の条件を同意する場合に認めるものとします。
 - ア 利用目的は防災・教育・交流人口に関するものに限ること。
 - イ 利用者は本アーカイブの管理者に利用目的及び利用範囲を申請し許可を受けること。
ただし、本コンテンツの利用目的及び利用範囲を逸脱した利用や、著作権者に不利益がある利用など、申請内容によって許可しない場合があること。
 - ウ コンテンツの改変・加工は原則として認めないこと。ただし、県に事前に申請し許可を得たものはこの限りではないこと。
 - エ 利用者は本コンテンツを改変又は加工した資料（以下「二次的著作物」という。）について、第三者に対する再利用の許諾はできないこと。ただし、利用者が二次的著作物を県に提供し、県がその二次的著作物を本アーカイブに登録し、公開した後であれば、その二次的著作物の二次利用を認めること。
- (4) 権利者より本コンテンツに対し掲載を希望しない旨の連絡があった際は、県が本アーカイブから予告無く削除する場合があります。

4 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報とは、本アーカイブを通じて県が提供を受けた個人に関する情報（住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）であり、特定の個人を識別できる情報をいいます。
- (2) 収集した個人情報については、本アーカイブ管理者が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。

5 免責事項

- (1) 県は、本アーカイブを利用することにより生じた損害（第三者の損害を含む。）については、事由の如何を問わず、利用者が全ての責任を負うものとし、一切の責任を負いません。
- (2) 本コンテンツの内容については、完全性、確実性、有用性を保障しません。
- (3) 本コンテンツの内容については、本アーカイブの岩手県の公開基準により公開しておりますが、著作権又は個人情報等でお気づきの点や不明な点等のご意見があれば、本アーカイブ管理者までご連絡をお願いします。調査の上、適切な対処をいたします。
- (4) この規約は、予告なしに内容を変更する場合があります。

5 収 集

(1) 収集とは

震災津波関連資料は当時の記録とともに今後の教訓となるべき資料となりますが、時間の経過とともに散逸が進んでおります。県及び市町村では資料の集約を図り、後世に残していくために資料の収集を行うことが必要です。全ての資料を収集することが望ましいものの、膨大な量が想定されるため現実的ではありません。今後の活用目的及び方法を考慮しながら資料の収集を行います。

ここでは、県の考える収集の方針や方法等について明示します。市町村が収集を行う際は、以下を参考にしてください。

(2) 収集の方針

震災津波関連資料の収集対象については、制限を設けず広く集める方法もありますが、予算や人的資源に限られるなか、事業の効果を高め効率的に進める必要があります。そのため、県内外での動向や県に期待される役割などを踏まえ、どのような資料を収集すべきか出来る限り明確に定め、収集先、期間区分(時間軸)、収集範囲を定めた上で収集に取り組みます。

その取組に当たっては、市町村や関係機関との連携を図るため、資料の収集先(県・市町村、関係機関)に対し、収集・活用等の目的や取組内容について説明会の開催や書面等にて丁寧に説明しながら取り組んでいくこととします。

(3) 収集対象

① 収集先

ア 県及び市町村

震災後の対応として行政の係る部分は多く、その際の資料は今後に向けても貴重な資料になることから、県及び市町村が保有する震災津波関連資料を、関係機関が保有する資料に先駆けて収集します。

なお、沿岸市町村だけでなく内陸市町村についても、後方支援の取組等もあるため収集対象とします。

イ 関係機関

市町村の意向等も踏まえて、必要に応じて順次、県が窓口となり一括して収集します。ただし、支援や活動地域が同一の市町村に限定される機関等は除きます。

[関係機関]

- ・岩手県外の応援自治体
- ・自衛隊
- ・経済団体 一商工会議所連合会、商工会連合会、経済連、県漁連、県建設業協会等
- ・民間企業 一マスメディア関連(テレビ局、ラジオ局、新聞社等)
- ・民間企業 一インフラ関連(電力、水道、ガス、鉄道、通信等)
- ・その他民間企業
- ・支援団体(NPO・NGO等)
- ・一般個人

② 期間区分（時間軸）

東日本大震災津波の前後の状況が分かるように、期間区分としては次の3つの区分を行い収集します。

ア 震災以前

将来の防災教育への活用等を見据えて、震災以前の各地域の町並みや自然、暮らしの様子を伝える資料や、三陸地域の地震や津波などに関する資料を収集します。

イ 震災対応期（H23. 3. 11～H23. 8. 11※1）

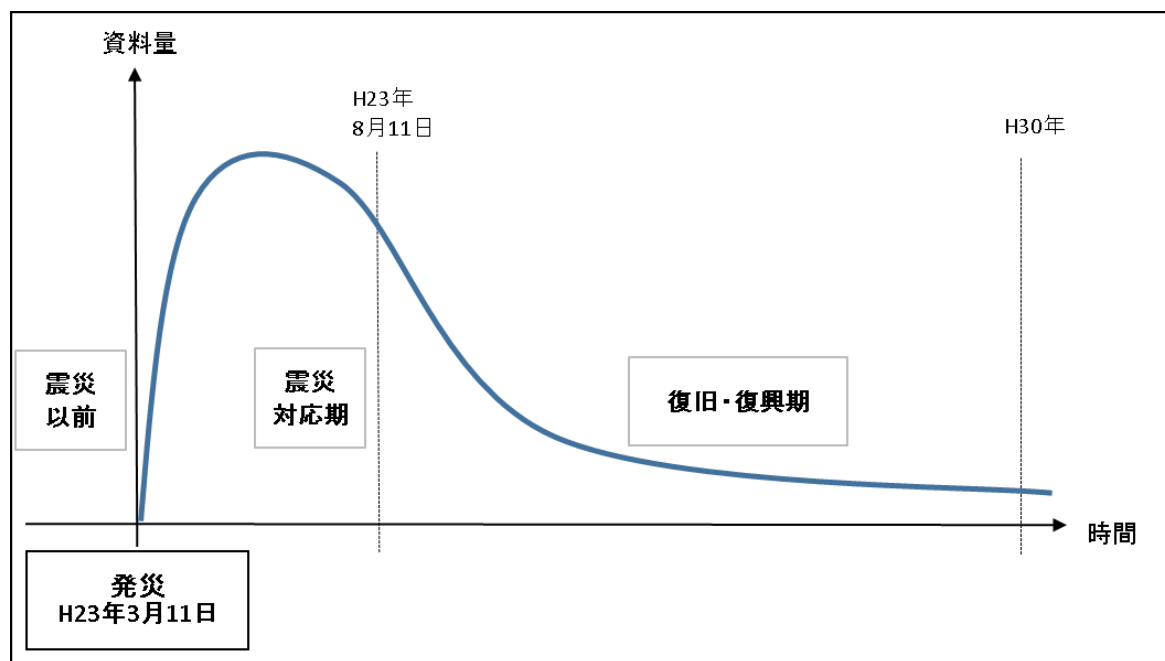
岩手県地域防災計画に基づく、震災直後の初動対応を中心とした災害対策や応急復旧等に関する資料は、今後国内外で発生する大規模災害に迅速かつ的確に対応する上で重要であることから重点的に収集します。

ウ 復旧・復興期（H23. 8. 12～H31. 3. 31 を目安）

県の復興計画期間（H23～30年度）を目安とし、復興計画に基づく復旧・復興事業、まちづくりやコミュニティの再生など復興のプロセスに関する資料を中心に継続的に収集します。

なお、終期については、国の復興期間（H23～H32）や各市町村の復興計画における復興事業の進捗等を踏まえて決定します。

図 4-9 震災津波関連資料の期間区分と資料量イメージ



※1 震災対応期の期間については、岩手県災害対策本部の設置期間とする。

県災害対策本部会議は、平成 23 年 3 月 11 日設置。平成 23 年 8 月 11 日開催の第 49 回会議において、ライフラインが全面的に復旧したこと、物資は地域での独自調達が可能で状況であること、応急仮設住宅がすべて完成したことなど、災害応急対策は一段落したと認められる状況にあることから廃止された。

また、同日に開催された岩手県議会本会議臨時会において、「岩手県東日本大震災復興基本計画」が議決された。

③ 収集範囲

ア 県の収集範囲

岩手県地域防災計画「地震・津波災害対策編」及び岩手県東日本大震災津波復興計画に位置付けられた事業・取組（※2）に関して、県で作成・撮影・配布したアナログ記録、デジタル記録、物体などの資料のうち、次に該当するものとします。

【行政文書（※3）】

- （ア） 各計画推進に関する重要な決裁文書
- （イ） 自治体刊行記録物（記録誌、報告書等）
- （ウ） 住民・事業者等向け説明会・協議会資料
- （エ） 住民・事業者等向けに提供した資料（各種チラシ、掲示物、申請書等）
- （オ） 写真・映像、物体（住民、事業者等から取得したものを含む）

【行政文書以外】

- （カ） その他（住民・事業者等向けに提供した資料又は住民・事業者等から取得した資料で上記以外のもの。物体を含む）

上記行政文書のうち（ア）のデジタル化については、その作業に当たっては、人的予算的な制約が伴うことから、原則として資料の目録を公開します。

※2 岩手県地域防災計画「地震・津波災害対策編」及び岩手県復興計画に基づき震災津波関連資料を収集していく理由については、地域防災計画の各項目は、震災以前及び震災対応期の対応そのものであり、復興計画の各項目についても復旧・復興期の対応及び対応を予定しているものです。これらの項目を中心に震災津波関連資料の収集の基本項目とすることで網羅的かつ漏れが少なく収集することが可能になります。また、各項目に対して該当する部署が明らかになっていることから、各部署に簡便に収集依頼することが可能になります。

※3 行政文書（岩手県情報公開条例第2条第2項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

- ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行するもの
- イ 岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

岩手県地域防災計画 地震・津波災害対策編及び岩手県東日本大震災津波復興計画に内容について、表 4-6 から表 4-8 で示します。

表 4-6 岩手県地域防災計画 地震・津波災害対策編

計画の内容	収集する資料の範囲
<p>災害予防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災知識普及計画 地域防災活動活性化計画 防災訓練計画 通信確保計画 避難対策計画 災害医療体制整備計画 要配慮者の安全確保計画 食料・生活必需品等の備蓄計画 孤立化対策計画 防災施設等整備計画 都市防災計画 交通施設安全確保計画 ライフライン施設等安全確保計画 危険物施設等安全確保計画 津波災害予防計画 地盤災害予防計画 火災予防計画 震災に関する調査研究 大規模地震対策に係る北海道・東北の各県等との連携 防災ボランティア育成計画 事業継続対策計画 	
<p>災害応急対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動体制計画 津波警報・地震情報等の伝達計画 通信情報計画 情報の収集・伝達計画 広報広聴計画 交通確保・輸送計画 公安警備計画 消防活動計画 津波・浸水対策計画 県、市町村等応援協力計画 自衛隊災害派遣要請計画 防災ボランティア活動計画 義援物資、義援金の受け付け・配分計画 災害救助法の適用計画 避難・救出計画 医療・保健計画 食料・生活必需品等供給計画 給水計画 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 感染症予防計画 廃棄物処理・障害物除去計画 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画 応急対策要員確保計画 文教対策計画 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画 ライフライン施設応急対策計画 危険物施設等応急対策計画 防災ヘリコプター活動計画 	<p>左記計画に位置づけられた事業・取組に関して、県で作成・撮影・配布した行政文書のうち、次に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 各計画推進に関する重要な決裁文書 イ 自治体刊行記録物（記録誌、報告書等） ウ 住民・事業者等向け説明会・協議会資料 エ 住民・事業者等向けに提供した資料（各種チラシ、掲示物、申請書等） オ 写真・映像（住民・事業者等から提供されたものを含む）

表 4-7 岩手県東日本大震災津波復興計画

計画の内容	収集する資料の範囲
①「安全」の確保 ・防災のまちづくり ・交通ネットワーク	左記計画に位置づけられた事業・取組に関して、県で作成・撮影・配布した行政文書のうち、次に該当するもの。 ア 各計画推進に関する重要な決裁文書 イ 自治体刊行記録物（記録誌、報告書等） ウ 住民・事業者等向け説明会・協議会資料 エ 住民・事業者等向けに提供した資料（各種チラシ、掲示物、申請書等） オ 写真・映像（住民・事業者等から提供されたものを含む）
②「暮らし」の再建 ・生活・雇用 ・保健・医療・福祉 ・教育・文化 ・地域コミュニティ ・市町村行政機能	
③「なりわい」の再生 ・水産業・農林業 ・商工業 ・観光	

表 4-8 県が保有する行政文書以外の資料

計画の内容	収集する資料の範囲
①災害対策本部で使われた資料等 ・災害対策本部等で貼り出された地図、メモ等 ・住民から提供のあった資料、手紙等	住民・事業者等向けに公表された資料で行政文書以外のもの
②庁舎等に貼り出された資料等 ・庁舎等の消息安否板に貼り出された紙、写真等	
③避難所等で住民向けに提供された資料 ・避難所に貼り出されたチラシ、メモ、ポスター、配布された資料等 ・住民向けに公表された資料など	
④その他 ・支援団体等から提供された資料等	

イ 沿岸市町村（本県沿岸地域に所在する 12 市町村）の収集範囲

各市町村の地域防災計画及び復興計画に位置付けられた事業・取組に関して、各市町村で作成・撮影・配布したアナログ記録、デジタル記録、物体などの資料のうち、次に該当するもの。

【行政文書】

- (ア) 各計画推進に関する重要な決裁文書
- (イ) 自治体刊行記録物（記録誌、報告書等）
- (ウ) 住民・事業者等向け説明会・協議会資料
- (エ) 住民・事業者等向けに提供した資料（各種チラシ、掲示物、申請書等）
- (オ) 写真・映像（住民・事業者等から取得したものを含む）

【行政文書以外】

- (カ) その他（住民・事業者等向けに提供した資料又は住民・事業者等から取得した資料で上記以外のもの。物体を含む）

ウ 内陸市町村（沿岸市町村以外の内陸地域に所在する 21 市町村）の収集範囲

各市町村の地震被害及び後方支援に関連する事業・取組（物資支援、職員・ボランティア派遣、避難者支援等）に関して、各市町村で作成・撮影・配布したアナログ記録、デジタル記録、物体などの資料のうち、次に該当するもの。

【行政文書】

イの沿岸市町村と同様

【行政文書以外】

イの沿岸市町村と同様

エ 関係機関の収集範囲

関係機関が撮影・作成等を行ったアナログ記録、デジタル記録、物体などの資料のうち、次に該当するもの。

(ア) 収集目的に合致し、県、市町村に提供済又は提供可能な資料

(イ) 民間からの資料については、行政が作成する資料からは窺い知ることのできない、地域住民の「生活」が明らかとなるような資料（発災から暮らしの再建に至る過程でのさまざまなエピソードや教訓、移りゆく風景などを記録した資料はもとより、発災前の生活に関する資料）

④ 留意事項

ア 市町村、国、大学、支援団体（NPO・NGO 等）、企業など関係機関等において、既に震災津波関連資料をホームページ等で情報公開を行っている場合など、収集範囲は必要最小限とし、リンクを貼るなど効果的な活用方策を検討します。

イ 被災した有形・無形文化財の収集については、専門機関（岩手県立博物館、岩手県立図書館、公益社団法人 全日本郷土芸能協会ほか）との情報共有に努めるとともに、県内の有形・無形文化財等の情報収集・発信を行っているウェブサイト「いわて文化情報大辞典」と連携した効果的な取組を推進します。

ウ 現時点で公開できないと判断される資料であっても、将来公開できる可能性を想定し、収集を行います。

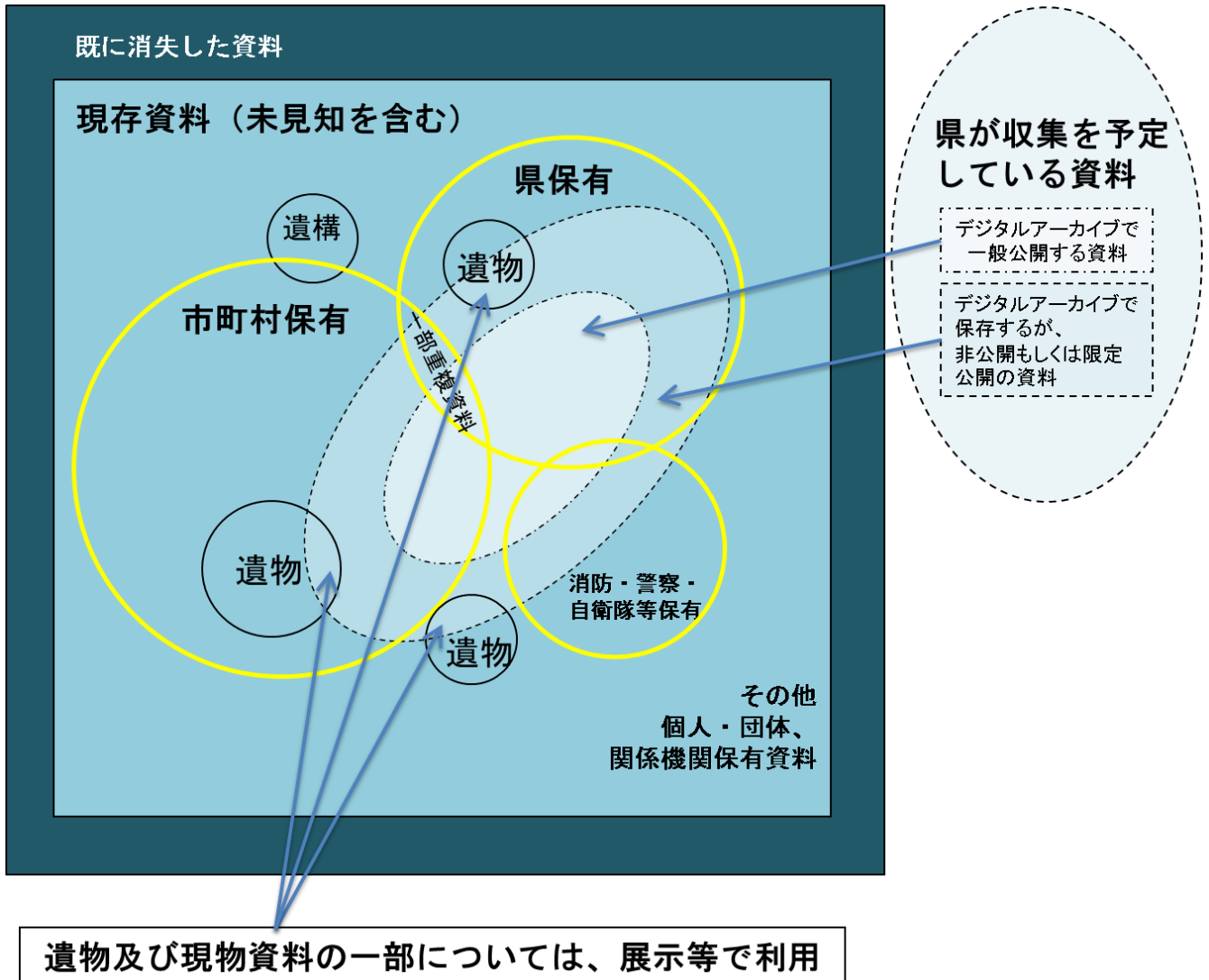
エ 有識者会議を継続するなど、外部からの意見を踏まえながら、資料の追加や効果的な活用等に向けた検討を継続します。

オ 学校や公民館などの避難所であった施設が保有する資料については、避難所としての施設管理面から教訓となる資料が多く存在することが考えられるため、重点的に収集活動を行います。また、学校が保有する資料については、災害発生時の児童・生徒の防災管理面において貴重な資料であることから併せて収集します。

カ 被災地に現存する遺物については、岩手県立博物館など関係機関と連携のもと、展示等での活用が見込まれるものなど、現地調査のうえ、必要に応じて収集する。

キ 震災直後に関する資料については、人命救助などの初動対応の重要性を鑑み、写真や映像等を中心に可能な限り収集に努めます。なお、震災発生後何時間以内の資料とするなど、収集範囲については今後の検討課題とします。

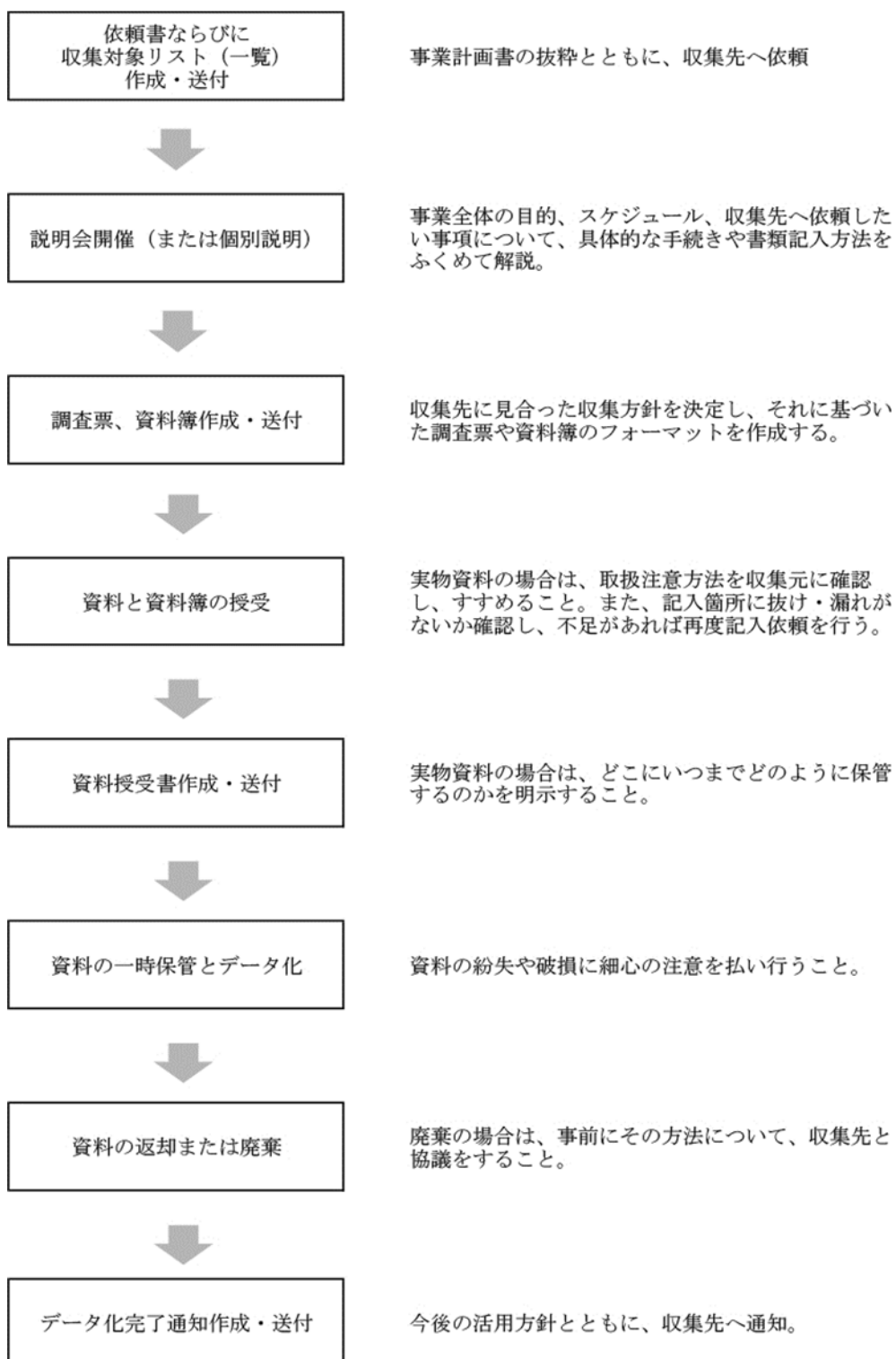
図 4-10 震災津波関連資料の収集範囲（イメージ）



(4) 収集方法と手順

収集先である市町村等の負担がなるべく生じないように、収集先の震災津波関連資料の所有状況に関する所在調査を踏まえ（第4章「3 所在調査」P.24, 25 参照）、具体的な収集対象リスト（一覧）を作成の上、提供を求めます。

図 4-11 収集の流れ



6 整理・分類

(1) 整理・分類とは

収集する震災津波関連資料は膨大な数量に及ぶことが想定されるほか、それらの資料名や形態、保管先、権利者や権利処理状況（使用許諾の有無や使用条件等）などがそれぞれ異なります。このことから、例えば、図書館において大量の書籍を管理、活用するために、タイトル、著者、件名、分類記号などを目録として整備し、検索時の利便性を向上させるのと同様、震災津波関連資料の管理に当たっても、将来にわたって資料を適切に管理・保存し、有効に活用していくための情報管理システムが必要となります。

このように、整理・分類とは、震災津波関連資料のもつ情報を的確に入手し、分類項目に記録し、保管されている資料に関する情報を効果的に検索するための重要な作業となります。

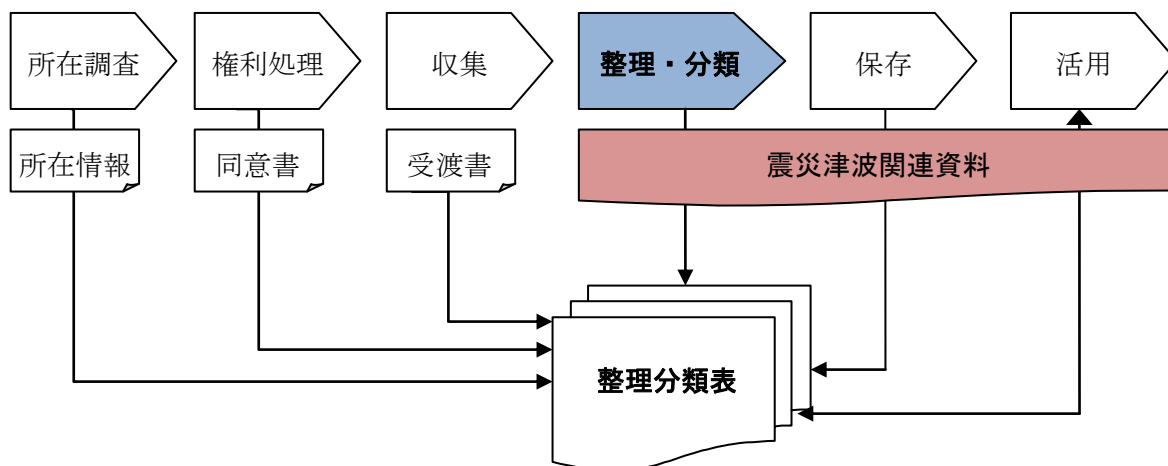
(2) 整理・分類の方針

震災津波関連資料は、「教育」「防災」「交流人口」の3つの活用目的と、ウェブサイトによる情報発信、震災津波伝承施設での展示などに活用できるように資料を整理・分類する必要があります。

このため、震災津波関連資料の名称、種別、権利者などの基礎的な情報に加え、使用許諾同意書や公開の基準に準じた公開区分や、検索機能を高めるためのキーワード情報を付加し、適切に管理するだけでなく、幅広く目的に効果的に活用できるよう、記録すべき情報項目を網羅した整理分類表を作成します。

また、その整理分類表の作成に当たっては、各作業のプロセスにおいて得た情報を的確に記録し、集約化したものを一元的に管理できるような仕組みとします。

図 4-12 各作業プロセスにおける情報収集



(3) 整理・分類の方法

① 整理分類表の作成

震災津波関連資料の整理・分類に当たっては、予め整理分類表の項目（以下「整理分類項目」という。）を整理しておく必要があります。収集する資料そのものの情報のほか、活用や保存を想定した場合、どのような整理分類項目が必要かを検討する必要があります。

また、デジタルアーカイブの構築に当たっては、整理分類項目の情報がメタデータとしても扱われます。さらに、メタデータの項目や記述形式については、他の機関と連携することも考えられますので、標準的

な項目や広く普及しているコード体系などを設定することが望めます。また、今後の活用状況の変化に応じて項目を追加や修正できる仕組みにすることも重要です。

表 4-9 に整理分類項目、表 4-10 に資料ごとに作成する整理分類表イメージを示します。

表 4-9 整理分類項目イメージ


NO	項目名	説明	県が作成するメタデータ案	情報の取得	情報の付与	
1	タイトル	コンテンツの内容を端的に示すタイトル	タイトル	受領時	提供者	
			タイトル 読み			
2	識別子	コンテンツを一意に識別するためのID	識別子	整理時	県	
3	権利情報・利用条件	アーカイブ構築者、運用者やエンドユーザーが、コンテンツをどのような条件で利用できるかの説明	二次・三次利用条件	受領時	提供者	
			公開条件			
			その他権利情報			
4	撮影者、作成者	写真や動画の撮影者、文書の作成者、著者などコンテンツを作った人や団体の名前	自治体名、国、警察、経済団体、民間（メディア）、民間（インフラ）、NPO/NGO、個人 等	受領時	提供者	
5	提供者	著作権者以外からコンテンツの提供を受けた場合は、提供者名や連絡先。利用許諾を受けた場合は権利の所有者名や連絡先。	同上	受領時	提供者	
6	公開者、所有者	著作権者に代わり、コンテンツを公開する人、団体	岩手県		県	
7	撮影日、作成日	写真、動画等の撮影日、文書等の作成日	撮影日、作成日	整理時	県	
8	掲載日、公開日	新聞、雑誌、サイト等の掲載日、公開日	掲載日、公開日	整理時	県	
9	公開日、更新日	デジタルアーカイブ等での公開、更新日	公開日、更新日	公開、更新時	県	
10	撮影場所、作成場所	コンテンツが作成された場所の地名、住所	撮影、作成場所名称	受領時/ 整理時	提供者又は 県	
11	撮影場所、作成場所	コンテンツが作成された場所の緯度経度	撮影、作成場所緯度経度	受領時/ 整理時	提供者又は 県	
12	キーワード、内容	コンテンツの内容を端的に表すキーワード	資料の記載事項や写真から見てとれる事実内容をキーワードとして入力	整理時	県	
13	資料種別	文書、写真、音声、動画等、コンテンツの種類	データ、紙、その他	受領時	提供者	
14	ファイル形式	コンテンツのファイル形式（画像ファイルならJPEG、文書ファイルならPDF等）やファイルフォーマットのバージョン	文書： PDF、JPEG	整理時	県	
			画像： JPEG、PDF			
			動画： MPEG4			
			音声： MP3			
15	説明、要約、注記	サイト上のコンテンツを分類するためのキーワード（簡易検索や分類検索の選択肢に当たるもの）やコンテンツの内容を補足するもの	利活用目的	防災	受領時/ 整理時	提供者又は 県
				教育		
				交流人口の拡大		
			時系列	震災以前		
				震災対応期		
資料の内容	復旧・復興期					

※整理分類項目を改変する場合は、改変の記録を残すことも重要な記録と考えます。

表 4-10 整理分類表イメージ

資料No		種別	<input type="checkbox"/> アナログ <input type="checkbox"/> デジタル <input type="checkbox"/> 物体
コンテンツNo		コンテンツサブNo	
提供者 名称			
作成者 名称			
公開者 名称			
タイトル			
タイトル よみ			
説明・要約			
キーワード			
分類1		分類2	
分類3		分類4	
日時1 作成日			
日時2 撮影日			
日時3 公開日			
場所1 作成場所		場所1 緯度経度	
場所2 撮影場所		場所2 緯度経度	
ファイル形式			
提供者 連絡先			
作成者 連絡先			
権利情報1 二次利用			
権利情報2 その他			
許諾情報2 公開条件			
許諾情報3 その他			
公開情報			

* デジタル、アナログ、物体の種別問わず、画像を残す事で管理が容易になります。

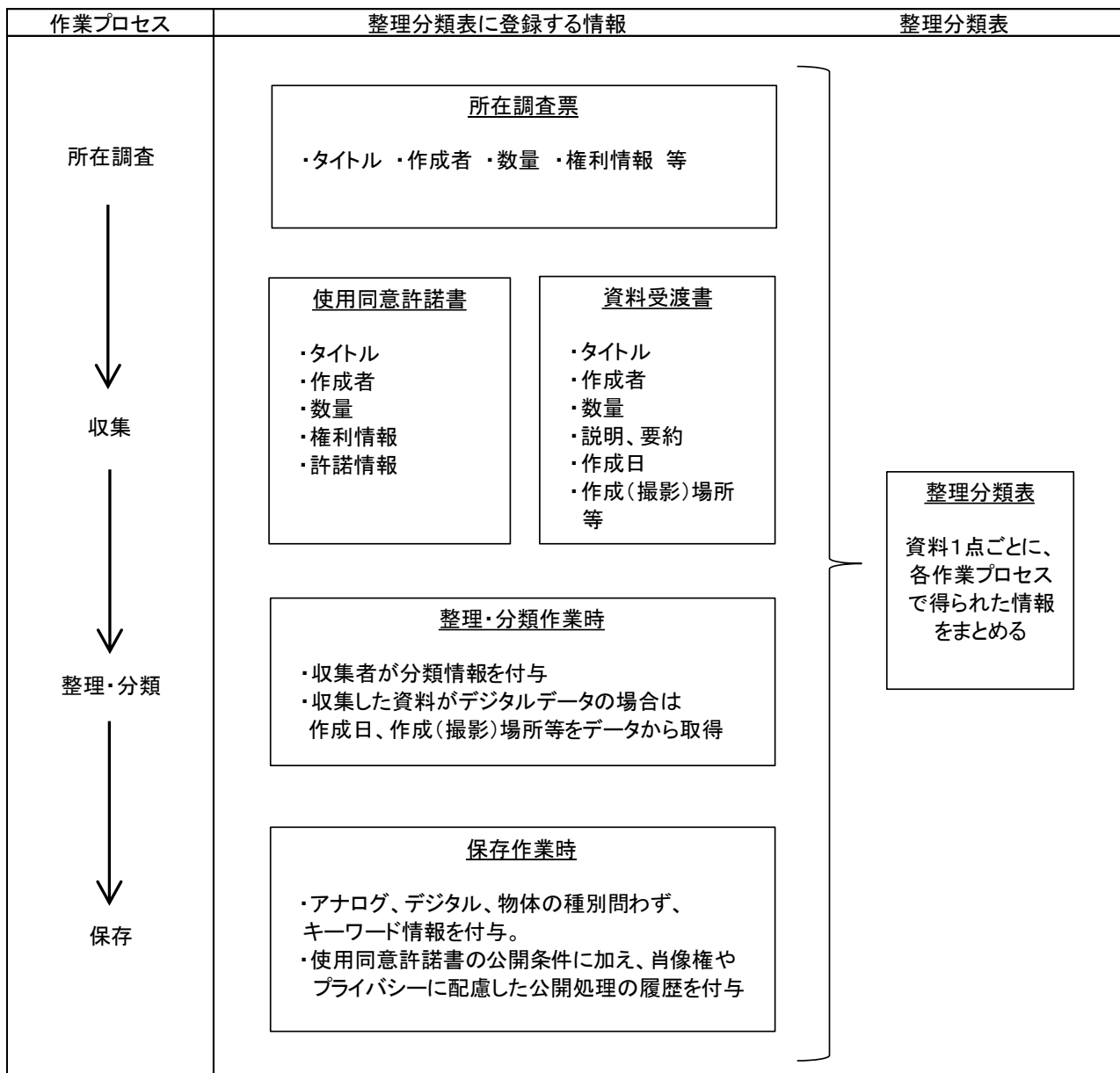


② 整理分類の手順

整理分類表は、所在調査の所在情報をもとに、収集する際に受領する資料受渡書や使用許諾同意書の情報に加え、整理・分類作業や保存作業の経過中に付与する情報をまとめて作成します。

図 4-13 に整理分類表の作成の流れを示します。

図 4-13 整理分類表作成の流れ



③ 整理分類表の記録作業

整理分類表への記録に当たっては、収集した震災津波関連資料と、資料受渡書や使用同意許諾書の内容が合致しているか、整合作業が重要となります。受け取った資料と資料受渡書等の内容に相違がある場合は資料提供者へ確認を行い、必要に応じて資料の返却と再受領等を行います。

整合作業が終わった資料は、整理分類表へ情報を入力した上で保存作業ごとに振り分けを行います。

④ 留意事項

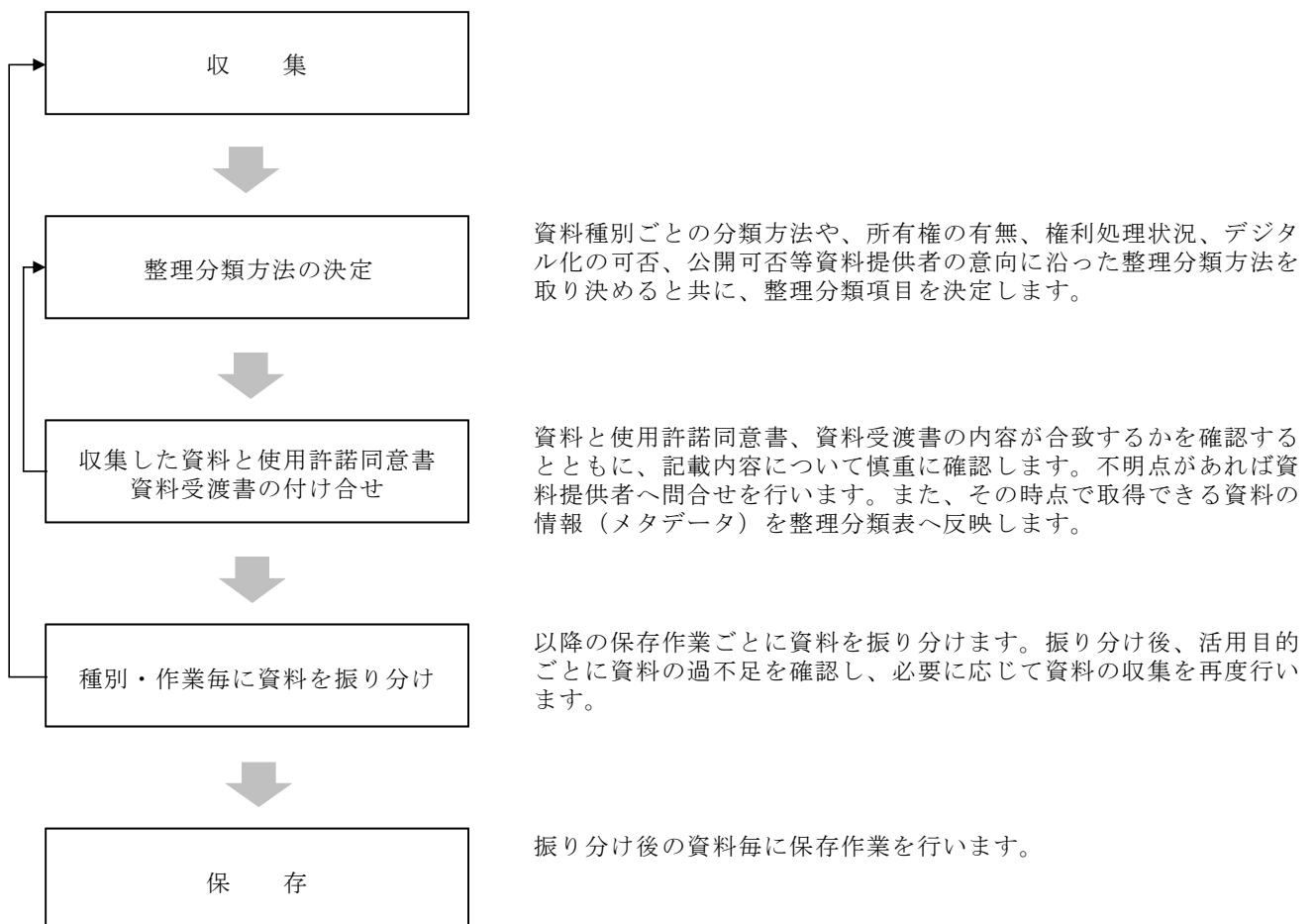
ア 現在の流れでは、収集の際に権利処理を行うこととしていますが、資料の量が多い場合は、資料提供者又は権利者の作業負担となることが想定されます。このことから、資料提供者又は権利者の負担軽減を図るため、一旦まとめて収集のうえ、収集対象とする資料を整理・分類後、必要な資料のみ権利処理を行うことも想定されます。

イ 整理分類の作業に当たっては、アナログ資料等を取り扱う際は、紛失、破損、汚損、盗難が起きないように十分注意し、管理・運用・保管することが重要です。また、作業スペースや一時保管場所の確保も予め定めておく必要があります。

(4) 整理・分類手順

図の 4-14 に整理・分類の流れについて示します。

図 4-14 整理・分類の流れ



7 保 存

(1) 保存とは

震災津波関連資料は、貴重な教訓を後世に伝えていくための歴史的資料です。これらの資料は、文書、画像、音声、映像、物体など種別や種類も多種多様であり、今後の活用も見据え、長期保存が可能となるよう管理していくことが重要です。

ここでは、県の考える保存方針、方法・手順等について明示します。市町村が収集を行う際は、以下を参考にしてください。

(2) 保存の方針

ア 県は、収集した震災津波関連資料の保存管理を一元的に行うため、資料のデジタル化を進めるとともに、デジタルコンテンツの保存管理機能（データストレージ）を有するデジタルアーカイブを構築します。

イ 震災津波関連資料のうち、県が保有する行政文書（紙媒体）については、当面、保存期間満了後に廃棄処分とせず、各公所で適切に保存管理します。今後、保存期間満了後の震災津波関連資料も歴史的文書として保存するため、保管場所を検討します。（※岩手県総務部法務学事課長通知（参考資料）を参照）

ウ また、震災津波関連資料のうち、書籍や刊行物等の二次資料については、岩手県立図書館、遺物については岩手県立博物館等の関係機関との役割分担のうえ、適切な保存管理に努めます。

エ アナログ記録や物体のデジタル化については、その活用目的など優先度に応じて、順次実施していくものとします。なお、行政文書のうち「(ア) 各計画推進に関する重要な決裁文書」(P39, 41, 42) のデジタル化については、その作業に当たっては、人的予算的な制約が伴うことから、原則として資料の目録を公開します。

オ 県は、市町村に対しても、市町村が保有する行政文書等の震災津波関連資料については、県と同様に保存期間満了後に廃棄処分とせず、資料の散逸を防止し、適切に保存するように働きかけていくこととします。

(3) 保存方法

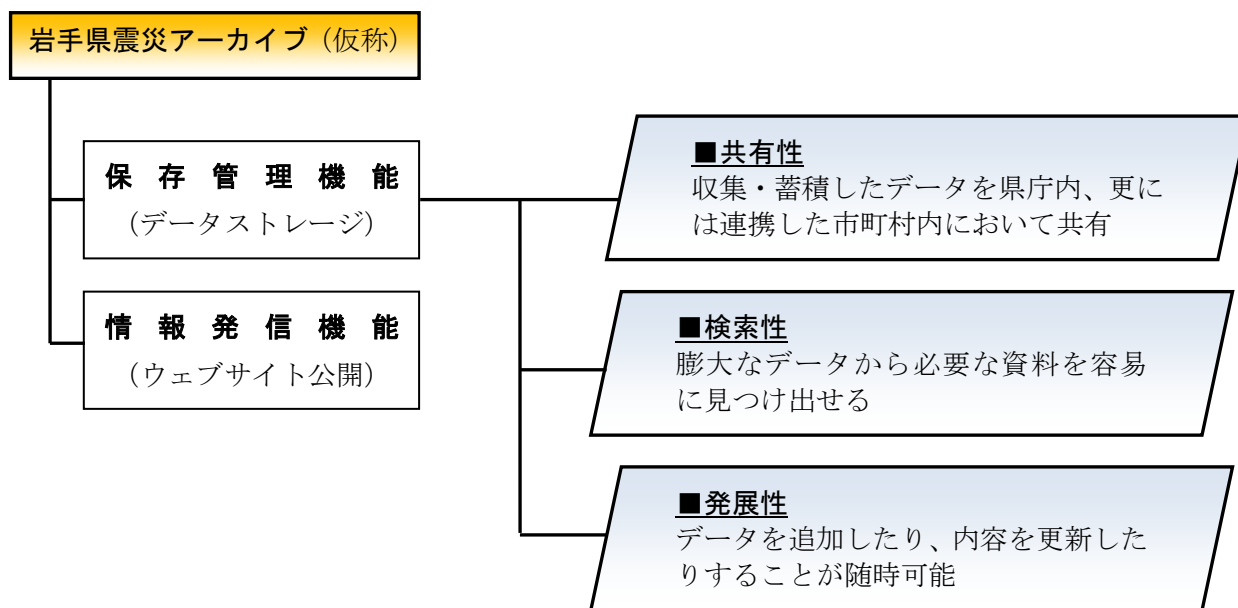
① データストレージによる保存管理

震災津波関連資料の活用等を効果的に行うため、震災津波関連資料のデジタルコンテンツのデータストレージによる保存管理機能を有する「岩手県震災アーカイブ（仮称）」を構築します。

保存管理機能としては、例えば、資料提供した連携市町村が提供したデータベースに随時アクセスできるようにするほか、県や市町村の膨大なデータのなかから横断的に見つけ出すことのできる検索機能を整備するなど、県と県内市町村が共同で利用可能なシステムとします。

図 4-15 に岩手県が構築を検討している「岩手県震災アーカイブ（仮称）」の保存管理機能（データストレージ）イメージを示します。

図 4-15 岩手県震災アーカイブ（仮称）の保存管理機能（データストレージ）のイメージ



② 資料種別による保存方法

保存の方法は、デジタル化をする場合とデジタル化をしない場合が考えられます。ここでは、資料の種別による保存方法について表 4-11 に提示します。

表4-11 種別ごとの対応

保存形式	資料の種別	対応内容例
デジタル化 する場合	アナログ記録	<ul style="list-style-type: none"> ・アナログ記録の現物から複製作業を行う。 〔対応〕 現物をスキャニング、撮影などによりデータ化する。 ・複製作業により作成したデータを保存する。 〔対応〕 適切な媒体で複製保存する。
	物体（遺物）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等から収集した資料の取扱。 〔対応〕 収集の際の返却の有無により、返却または県が現物保管する。 ・保管場所について 〔対応〕 県立博物館並びに県立図書館との協議の上、一時保管スペースを借用するか、新たな保管庫を県が確保し保存する。 ・燻煙処理・滅菌などが必要な場合 〔対応〕 専門家の指示のもと適切な処理を県で行う。
	デジタル記録	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル記録の現物から複製作業を行う。 〔対応〕 適切な媒体で複製保存する。 ・保管場所について 〔対応〕 メタデータの整理・分類を行う。

デジタル化しない場合	アナログ記録 物体（遺物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政文書の保存 〔対応〕 市町村への保管指示のみ通知し、所在の目録を作成する。 ・ 保管場所について 〔対応〕 県立博物館並びに県立図書館との協議の上、一時、及び継続的な保管スペースを借用するか、新たな保管庫を県が確保し保存する。 ・ 燻煙処理・滅菌などが必要な場合 〔対応〕 専門家の指示のもと適切な処理を県で行う。 ・ 収集した資料の取扱い 〔対応〕 収集の際の返却の有無により、返却または県が現物保管する。
------------	------------------	---

アナログ記録や物体(遺物)の保存のための措置、修復等の作業については総務省ガイドラインを参照してください。

③ デジタル化による利便性等と利点

アナログ記録及び遺物等をデジタルアーカイブに公開するには、デジタルデータ化が必要です。デジタル化によりアーカイブに公開できるだけでなく、現存する資料の状態を記録に残すことができます。以下にデジタル化の利点について提示します。

- ア デジタル化し適切な保存措置をとることで、破損した資料の代替として安定的な保存が可能
- イ デジタル化した情報をクラウド等の環境に保存することで、いつでもどこでも閲覧・利用が可能
- ウ 経年劣化する前の状態でデジタル化することで、良い状態で保存することが可能。また、現物の代わりにデジタル化データを提供することにより、現物をより良い状態のまま保存することが可能

④ デジタルデータを長期保存のために考慮すべきポイント

デジタルデータは記録媒体と再生機器のセットで考える必要があります。留意すべき点としては、記憶媒体の選択・記憶媒体の適切な保存及び再生機器（ハードウェア、ソフトウェア）の選択があります。デジタルデータは、故障等が原因で一度に全て消失する危険があるため、バックアップをする必要があります。コスト等の負担を考え、できる限り多重のバックアップを行うことが望まれます。

⑤ 留意事項

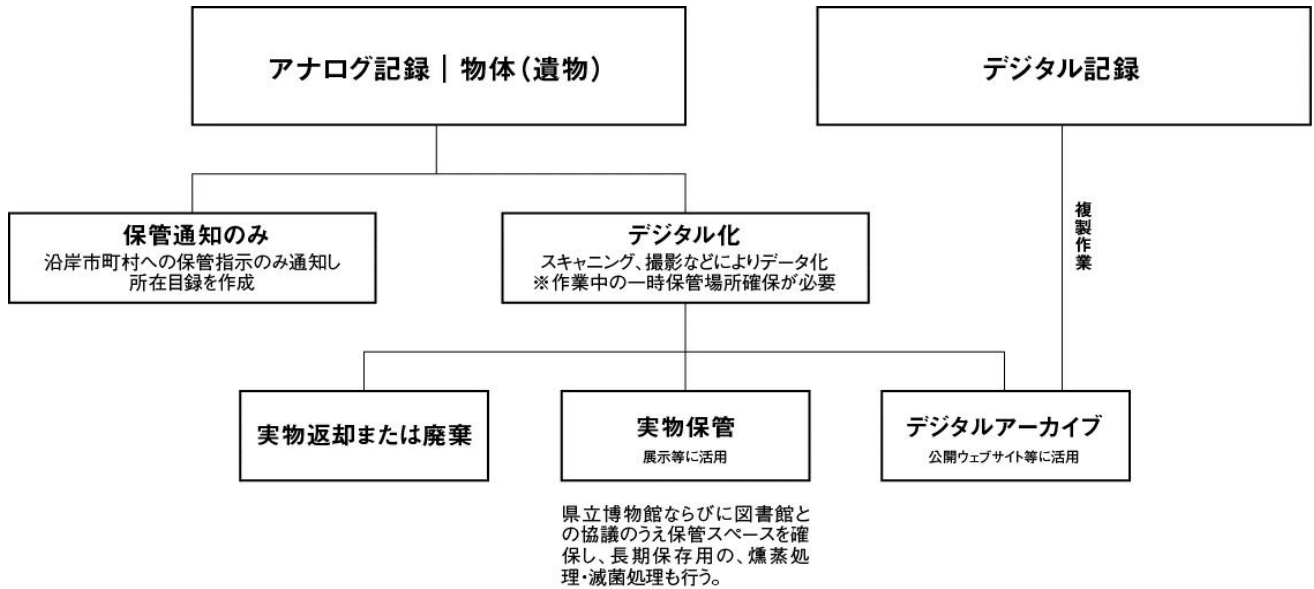
デジタル化する際は、次の点に留意が必要です。

- ・ 保存形式の基準とファイル形式
- ・ データの保存媒体
- ・ 保存の階層分け及びファイルネーム等の基準の設定
- ・ デジタル化の作業過程の中間生成物の保存

(4) 保存手順

資料の種別ごとの保存手順は図 4-16 で示すとおりです。

図 4-16 アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）の保存手順



8 活 用

(1) 活用とは

震災津波関連資料を一般に公開することにより、災害記憶の風化を防ぐとともに、今後起こりえる災害への備えや対策となるものと考えられます。県では過去にも津波による被害が発生しており、国内外に資料を公開することにより、行政としての対応や防災対策・教育等に活用いただけることを目指します。

ここでは、県が考える活用の方針や活用方法等について明示します。

(2) 活用の方針

県では、ウェブサイトでの情報発信及び震災津波伝承施設での展示等を中心に、防災、教育、交流人口の3つの観点に即した活用を進めていきます。

また、震災津波関連資料の公開や展示等に当たっては、収集者視点ではなく、実際に使う利用者の視点に立ったものとします。

① 防 災

今後、国内外で発生が見込まれる大規模災害に対し、迅速かつ的確に対応するための対策を立てる際の参考となる資料

② 教 育

学校における復興教育、防災教育に必要な資料。また、防災ボランティア、自主防災組織、地域防災リーダー、語り部などの人材育成を進める上で参考となる資料

③ 交流人口

復興ツーリズムや震災学習（企業研修旅行、教育旅行）など、被災地の交流人口の拡大につながる資料

(3) 活用の方法

① ウェブサイトでの情報発信

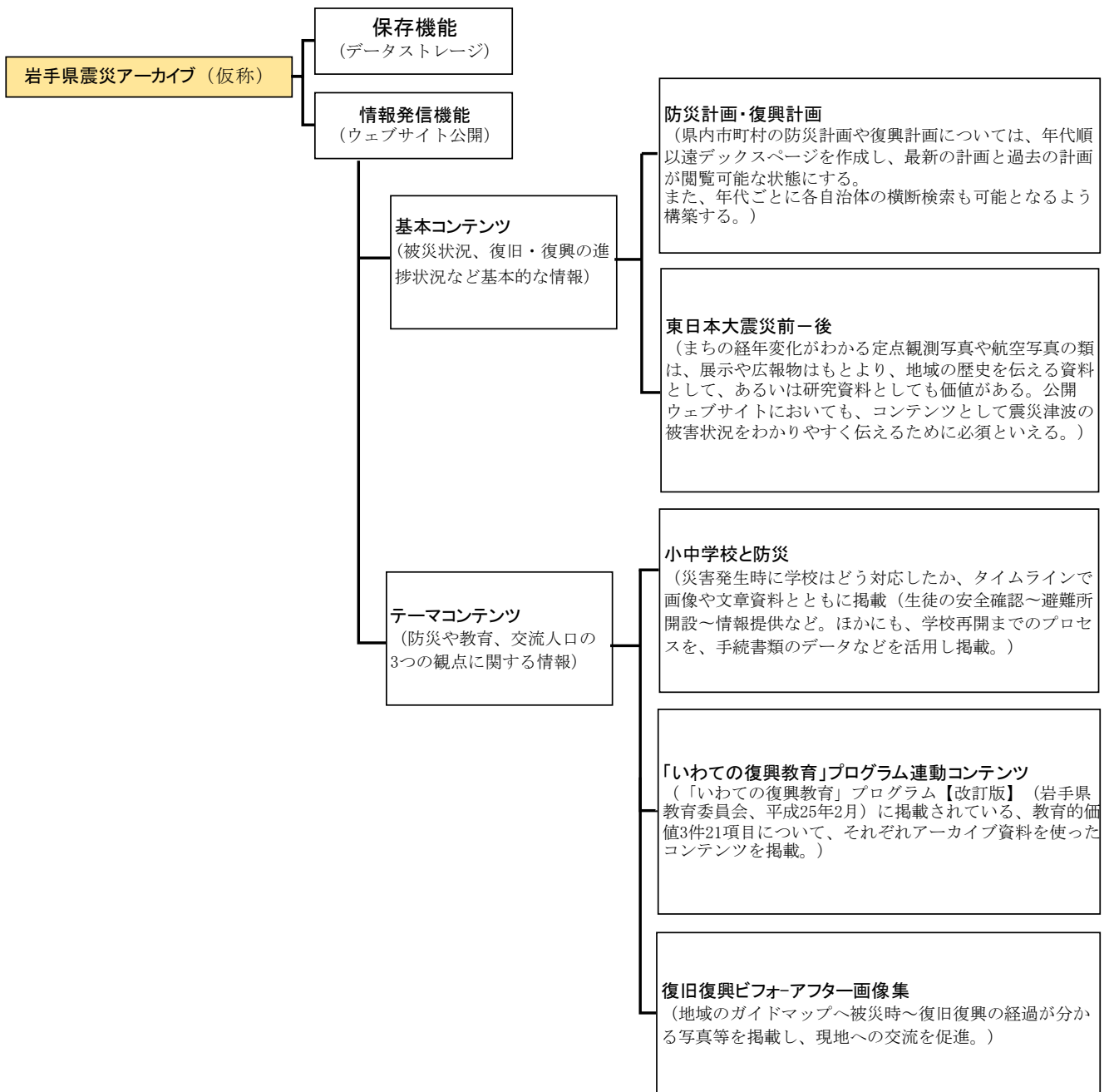
震災津波関連資料の活用等を効果的に行うため、震災津波関連資料のデジタルコンテンツの保存管理機能（データストレージ）に加え、情報発信機能（ウェブサイト）を合わせもつ目的型アーカイブとして「岩手県震災アーカイブ（仮称）」を構築します。

また、アーカイブでは県と市町村の資料を収集することから、アーカイブでは全県での情報を網羅することになりますので、参考にしたい項目に対し全県的な検索ができることを想定しています。

東日本大震災に係るデジタルアーカイブを既に構築している自治体や企業（第1章活用の事例参照）もあることから、既存の震災アーカイブとの連携を図りながら震災の記憶を継承していきます。

図4-17に岩手県が構築を検討している「岩手県震災アーカイブ（仮称）」の情報発信機能（ウェブサイト）のイメージを示します。

図 4-17 岩手県震災アーカイブ（仮称）の情報発信機能（ウェブサイト）のイメージ



<その他留意事項>

- ・キーワード検索等の検索機能を備えるなど、利用者の利便性を配慮する
- ・資料の追加保存ができるように、情報の拡張性を担保する。
- ・独自アーカイブを構築した市町村等とはリンクを張るなど連携を模索する。
- ・構築・維持にできるだけ費用がかからない仕組みとする。
- ・県民に向けては、公民館・博物館・生涯学習施設などで、デジタルアーカイブを活用したワークショップを開催し、防災学習の具体的な手法を学ぶ機会としていただく。
- ・データベースの運営・維持については時代に合った価値観に基づき、変更・メンテナンス等の必要もあります。

② 震災津波伝承施設での展示

高田松原津波復興祈念公園内に設置を検討している震災津波伝承施設の展示等において震災津波関連資料の活用を進めます。また、震災津波関連資料の活用にあたっては、県及び市町村等が整備する震災津波伝承施設間での連携方策についても併せて検討を進めます。

(※2015年12月時点での活用事例については第1章2 収集・活用等の現状を参照)

【資料例】

ア 避難所で被災者向け情報として掲出されていた、手書きの模造紙、津波襲来の時間で止まった時計等

[留意点と対応方法]

- ・ 個人情報に掲載されていないか確認し、掲載されている場合は適切な処理を行い、個人の特定につながらないように留意します。また、紙資料の保管時には脱酸性化処理を行うことで、劣化の速度を遅らせるなどの処理が必要です。
- ・ 遺物については、津波や汚泥、細菌類の滅菌のため燻蒸処理をした上で、適切な保管や展示方法を検討する必要があります。
- ・ 展示の際にも、資料保護の観点から温度・湿度管理のほか、紫外線による劣化を防ぐ展示ケースを利用するよう配慮が必要となります。

イ 津波襲来時の画像や映像資料

[留意点と対応方法]

- ・ 実物資料や展示内容を補完する視聴覚資料として、iPadなどのデバイスを用いた来場者向けサービスとして館内及び館外のまちあるき等に活用することが可能。
- ・ ①の公開ウェブサイトには掲載不可能な長時間の映像資料などが閲覧できるなど、被災地の伝承施設だからこそ閲覧可能な特別な資料についても検討します。
- ・ 伝承施設は津波危険区域に建設される予定のため、将来的に失われることを防ぐ必要がある資料は保管・展示しないこととします。

③ その他の活用

収集した震災津波関連資料については、県と市町村間で、デジタル記録、アナログ記録、物体を問わず、共有することで活用の幅が広がります。表 4-12 では先行して実施している自治体を参考にその他の活用例を示します。

表 4-12 その他の活用例

活用目的	活用事例	活用する震災関連資料の例	利用者
防災	展示会、フォーラム、ワークショップ等の催事にて震災の伝承や防災・減災について解説するパネルや資料を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> 被災当時の写真 避難所の様子が分かる写真 災害対応記録文書等 	自治体、博物館、図書館、NPO団体等
防災	岩手県で付与したメタデータと他エリアの災害に関するメタデータを比較、分析し新たな知見を導く。	デジタルアーカイブ上に登録されたメタデータ	研究者
防災	復興に関する自治体と住民の合意形成に関する文書や資料を分析し、災害対策の一助とする。	<ul style="list-style-type: none"> 町づくり事業実施時に住民へ配布された事業説明資料 復興関連事業の行政文書 	研究者
防災	防災主任や消防団等、地域の防災を牽引するメンバーが集まる会議に向けた資料を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画 復興状況が分かる写真 	自治体
教育	防災教育用副読本や、防災学習用の資料を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> 被災当時の写真 避難所の様子が分かる写真 小中学校の災害対応記録等 	小中学校、自治体
教育	学校において、アーカイブサイトを利用した防災学習事業や課題発表等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 被災当時の写真 避難所の様子が分かる写真 	小中学校、自治体
交流人口	地域のガイドマップへ被災時～復旧復興の経過が分かる写真等を掲載する。	<ul style="list-style-type: none"> 被災当時と現在が分かる定点撮影写真 産業施設の復旧関連資料等 	観光協会、NPO団体等
交流人口	各地域の復旧復興状況、防災対策、点在する震災遺構、各地で学べる防災学習の内容等の情報をウェブサイトで発信し、現地への訪問を促す。	<ul style="list-style-type: none"> 復旧復興状況が分かる写真 地域防災計画 震災遺構関連資料 	観光協会、NPO団体等

④ 留意事項

今後、岩手県震災アーカイブ(仮称)の運用において検討を要する場合は、公開基準の見直しを含め、有識者会議等を開催し検討します。

